

平成20年予算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成20年3月18日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 4時29分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

- 議案第 2号 平成20年度土別市一般会計予算
- 議案第 3号 平成20年度土別市診療施設特別会計予算
- 議案第 4号 平成20年度土別市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 5号 平成20年度土別市老人保健特別会計予算
- 議案第 6号 平成20年度土別市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 7号 平成20年度土別市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成20年度土別市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成20年度土別市地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第10号 平成20年度土別市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成20年度土別市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第12号 平成20年度土別市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第13号 平成20年度土別市工業用水道事業特別会計予算
- 議案第14号 平成20年度土別市水道事業会計予算
- 議案第15号 平成20年度土別市病院事業会計予算
- 議案第16号 土別市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 土別市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第18号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 土別市立診療所条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 土別市生涯学習情報センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 土別市林業センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 土別市スポーツ合宿センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 土別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 土別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

閉議宣告

出席委員（20名）

委員 山居忠彰君  
委員 井上久嗣君  
委員 粥川章君  
委員長 柿崎由美子君  
委員 足利光治君  
委員 谷口隆徳君  
委員 田宮正秋君  
委員 池田亨君  
委員 菅原清一郎君  
委員 神田壽昭君

委員 伊藤隆雄君  
副委員長 丹正臣君  
委員 小池浩美君  
委員 平野洋一君  
委員 岡崎治夫君  
委員 山田道行君  
委員 齊藤昇君  
委員 牧野勇司君  
委員 中村稔君  
委員 岡田久俊君

欠席委員（1名）

委員 遠山昭二君

事務局出席者

議会事務局長 辻本幸慈君  
議会事務局  
総務課主幹 近藤康弘君  
議会事務局  
総務課主事 中井聖子君

議会事務局 藤田功君  
総務課長  
議会事務局 浅利知充君  
総務課主査

(午前10時00分開議)

副委員長(丹 正臣君) ただいまの出席委員は18名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、第1日目の指名者といたします。

副委員長(丹 正臣君) なお、遠山昭二委員から欠席、粥川 章委員、柿崎由美子委員長より遅参の届け出がございます。

副委員長(丹 正臣君) それでは、17日に引き続き総括質問を行います。

牧野勇司委員。

委員(牧野勇司君) 総括質疑をさせていただきます。

一般質問でも申し上げたんでありますが、市立病院の、今、改革推進会議が病院の医師を初め医療スタッフによって進められていまして、その内容について、私も大きく期待を寄せているところでもありますけれども、これらに関連をしながら、そして、新年度予算も含めて何点かお伺いをいたしたいと思います。

そこで、議会に配付されています事業会計の病院の予算の関係でありますけれども、医業収益の関係について、まず何点かお聞きをいたしたいと思うんでありますが、そこで、医師の数でありますけれども、既に議会の中で答弁をされているのは、今年度におきましては17人、それが4名退職者も含めて転出をされ、2名来られるということで、差し引きマイナス2名ということで、15名というお話であります。

そこで、私も一般質問で、患者さんの方から内科の循環器医が6月をもって1人転出をするというお話をされているんだというお話があったものですから、一般質問で、7月からはあと1名減になって14人になるのではないだろうかという質問をしたんでありますが、その答弁はいただけませんでした。この内容について、まずお知らせください。

副委員長(丹 正臣君) 谷口市立病院事務局次長。

市立病院事務局次長(谷口春三君) 内科の循環器医の関係でございますけれども、今月をもって1名転出をし、4月に1名転入ということでございまして、今の段階では6月いっぱいをもって1名の医師が転出をするということで、その後の後任については現在のところまだ決まっていないというような状況でございます。

副委員長(丹 正臣君) 牧野委員。

委員(牧野勇司君) そこで、予算の関係でいきますと、一般病床が200床、そして、療養病床が30床ということで、230床で新年度予算が組まれているわけでありますけれども、一般病棟の稼働率をどの程度に見積もっていらっしゃるのか。それと、外来についても予算を見る限りにおいては、外来、入院とも平成18年度決算よりも増額を見込まれているんだけれども、この

ようなことが可能なのかどうなのか。その点はどのように押さえているのでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） まず、平成20年度の予算を立てたときに、どのぐらいのことでいいのだろうかということを院内で協議をいたしたところでございます。当初は80%の利用率で計算をしたところでありますけれども、どうしても収支の均衡がとれないというようなことで、一般病床については87%、それから、療養病床については90%というようなことで、合計201名の患者数をもって年間の収益を計算したところでございます。それに伴いまして、入院の単価につきましても、当初より20%多い入院の一般で3万5,800円、それから、療養におきましても30%多い1万円から1万3,000円というようなことで計算をしたところでありますし、外来につきましても、単価については現在6,480円ほどの単価でありますけれども、これにつきましても6,730円というようなことで、若干収益を上げて計算をしたところであります。

それと、外来数につきましては、先ほどの話でありますけれども、ドクターが若干減るわけでありまして、先生方が他科の診療をするということの中で頑張ってもらいたいということがございますので、そのようなことで、ぎりぎりの予算を立てたということでございます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） かなり高い数値での予算を見込まれているわけでありまして、医師が7月から1名減に、まして循環医ということになりますと、相当な影響も出るのではないかなと危惧はするんでありますけれども、何とか今いる医師の頑張りも含めてこういう予算なんだということでありまして、ぜひこれがそういう形で進められるように期待を申し上げたいと思うんであります。そこで、入院外来と関連して、その他の医療収益、これも1点だけお伺いしておきますけれども、特定健診が始まるわけです。特定健診となりますと、土別で健診を受けられますと、保険のほうから当然病院に収入があるだろうと思うわけです。ですから、この特定健診でどのぐらいの収入増を見込まれているのか。

それと、一般質問で申し上げたんでありますけれども、私は人間ドック、健康診査について、今11人行われていますけれども、これを何とか努力によって20人に増やせないだろうか。そのことによって収入増も相当出るだろうというそういう推計のもとでお話し申し上げたんですが、新年度からドックを4人増員にして15人体制を受け持っていくと、努力目標を含めてこういう答弁がございました。それで、この1日4人増員することによって、年間どの程度の収入増をこの予算の中で見込まれているのか。これもお知らせください。

副委員長（丹 正臣君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 今、特定健診のお話ございましたけれども、この特定健診の実施日につきましては、6月から12月までの毎週水曜日を予定しております。それと、平日来られない方もいらっしゃいますので、日曜の健診日として夏と秋の2回予定をいたしてお

ります。受診者につきましては、1日60名前後ということで、年間1,100人ぐらいの受診者を予定しているところでございます。1人当たり今のところ6,300円ということで予定しておりますので、総額的には693万円ぐらいにはなるのではないかというふうに思っております。

それからもう一点、人間ドックのことでありますけれども、これも一般質問で答弁いたしましたとおり、11人から15人体制に移すということでございます。検診日は年間で196日ほどございますので、稼働率87%ぐらいで見えておまして、単価2万7,600円といたしますと、約1,880万円ほどの収益になるのではないかというふうに見ているところでございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） そこで、看護師の関係について、きょうは西本看護部長がおみえでありますし、看護師の関係についてもこの機会にお伺いしたいと思うんでありますが、一般病床が200床ということで、病床利用率が先ほどの答弁ですと87%と、高率を見込まれているわけです。確かにこの看護体制については、7対1から始まりまして10対1、13対1、15対1とかと、こういう看護体制があって、それぞれ点数が違うわけではありますが、土別市については、10対1を今採用されているわけなんですけれども、実は、私もいろいろ調べてみますと、この3月にも相当多くの看護師さんが、退職をされるという方が相当いらっしゃるようなんですけれども、平成19年度において、どの程度の方が出入りがあって、最終的に減員になる予定なのか。そしてまた、200床の87%ということになりますと、大体170人ちょっとの入院患者が常時いらっしゃるというこういう計算になるわけではありますが、その中で必要看護数というのは現在のいる看護師さんの数で賄いきれるのかどうなのか。この点の見込みも含めてお知らせいただきたいと思います。

副委員長（丹 正臣君） 西本看護部長。

市立病院看護部長（西本敬子君） お答えをいたします。

看護師数のことを先にお話をしたいと思います。平成19年度ですが、3月末までに21人退職をするというふうになっております。今年度は採用は8人しかできませんでしたので、結果的には13名の減というふうになっております。

その中で、では10対1を確保していくことができるのかということの御質問でしたが、病院の目標としては200床、87%ということで、10対1を一般病棟でとりますと、御質問のとおり170人という計算になりまして、170人を10対1で診ていこうということになりますと、一般病棟を含めると、看護師の数は約87名必要というふうになります。その計算の中で、では4月1日からどのようになるのかというようなことですが、私の考えの中では、88名~89名を一般病的に予定をするということで確保しております。今現在の中です。それは病院全体の中の看護師の異動ということで補えるというふうに思っております。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ということは、87%の稼働率を今の看護師体制で補えると、こういうこと

でありますので、一つは安心いたします。

そこで、看護体系の変更という問題について、ここでお聞かせいただきたいと思うんでありますけれども、実は、現在は日勤、準夜、夜勤ということで、もうどうでしょう、35年ぐらいになるでしょうか、土別の市立病院が始まって以降。とにかく8時間勤務体系ということで、今まで3交代制をとっていますね。もちろん夜勤については、2・8体制ということで2人で夜勤をする。これはもちろん患者さんの安全も期してのことでもありますし、月8日以内に抑える、これはもちろん看護師の体調のことも考えてでありますけれども。それが、今進められている改革推進会議の中では、新年度から変則2交代制にする議論が進められているようであります。これは直接私は看護師ではありませんから、もちろん看護部長が一番その内容に詳しいと思いますし、この変則2交代制における目的というのは一体何を考えていらっしゃるのか。この点お知らせいただきたいと思います。

副委員長（丹 正臣君） 西本看護部長。

市立病院看護部長（西本敬子君） 長年にわたり3交代制を病院はとってまいりました。社会一般にいいまでも、3交代制が主流を占めているという状況に今もってあるかなというふうに思います。ただ、近年におきましては、2交代制もメリットを叫ばれておりますので、そのことの点につきまして、実は、このたびの2交代制を提案をさせていただいたということがございます。

先ほど御質問にありましたように、目的に関しましては、実は今なぜ2交代制なのかというふうなことを先にお話をさせていただきませんが、病院の経営状況から見ましても、実は経営削減を念頭におきまして、看護側は何ができるかということを考えましたときに、その目的の中の一つに、3交代制をしています今の現状を見据えますと、今、日勤、深夜、準夜というふうに3つに分かれております。準夜は、16時30分から午前1時15分までということの流れの中で仕事をしていますが、実は患者の状況によって1時15分に仕事が終わらない。そうしますと、時間外というものが出て、非常に長い間、時間を費やして働いていくという現状がありました。そういうことも加味しながら、実はそのことの削減もということもありまして、一応2交代制にしますと、その間のことは16時30分から朝の9時半までということで、中で休息、休憩をとりながら継続して看護を行おうということ一つあります。

もう一つは、実は現状の中で3交代制をしますと、どうしても休みが夜勤につながっていくという現状があります。ということは、きょう私がお休みであれば、夜中の零時ごろに出勤をするということになります。このお休みは決して休みではなくて、夜勤入りといわれるようなことになってしまいますから、そのことをもって、長い間そのことが懸念されていたことに一つつながっております。それで、もう一つの目的は、そういう休日を休養として休むことができるということを挙げております。

もう一つは、先ほど来からのお話にもありましたように、10対1ということを確認していくために、日勤数を実は3交代制より2交代制のほうが、実は人数は同じなんですけれども、そ

のことで日勤の数が2交代制のほうが0.5~1人増やしていけるというような勤務体系になるということもありまして、その目的を持って実行しようというふうにしております。

もう一つ追加しますが、あと10対1につきましての2交代制につきましては、どうしても時間が長くなりますので、各セクションからの支援体制の強化をしていこうというふうにしております。それが一応目的です。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 今、看護部長の答弁で、一つは超勤代、経費の節減を私たち看護師の中でもしていくんだというそういう議論になっているんだということでありまして、これは、そういう意味では何とか病院の中で経費を節減しながら、一方では収入と対策を図りながら、何とか地域医療を守っていこうというそういう姿勢は、十分今の答弁で私はうかがえると思います。

しかし、一方懸念するのは、本当に16時間勤務というのは、以前のように看護師さんの体調なりを考えたときに可能なのかどうかと、やはり今いる看護師さんも相当その辺は不安に思っている方も多分にあると思うんです。それで、今、通常からいきますと、2人で夜勤しているわけでありまして、当然16時間勤務となりますと、仮眠ももちろんとっていただかなければならないでしょう。仮眠時間をどう考えるのかという問題と、例えば基本的に1病棟2人でありまして、そうなりますと、患者さんから呼び鈴があったとき、1人の方がそこに駆けつける、もう1名の方が仮眠時間帯に入っていれば、そのナースステーションは当然空白になるわけです。ですから、そんなことで隣のナースも合わせて、市役所で言えば大課制のようなもので、スタッフ制みたいな形ですべての患者さんに対応していくんだみたいなお話なんだけれども、そういったことは可能なのかということ。それと、この際お伺いしておきますけれども、今このように2交代制を取り組みに入っているような公立病院の先進事例があれば、その辺もお知らせいただきたいと思います。

副委員長（丹 正臣君） 西本部長。

市立病院看護部長（西本敬子君） まず一つは、2交代制をするときに、2交代制だけでなくも同じなんですけれども、安全ということがやはり大きなもの問題になるということが一つです。それと、先ほど来からの職員の疲労という、健康はどうかということがあろうかというふうに思います。

そのことにつきまして、まずは安全対策、それから健康のリスクはどうか、それと、もう一つ考えていっているのは、長年3交代をしていますので、2交代をするということは家族も巻き込んで生活のリスクというのがあるのではないかと考えております。その3点につきまして、安全対策はどうなんでしょうかということでもいいと思います。先ほど来もお話をしていますが、それと、御質問にもありましたように、フロア制ということを実施していくということにしてあります。1病棟が2名であればこちらは3名ということで、2名2名というようなことはないようにとか、それから、看護助手の導入を考えていて、看護助手を夜勤に入れていくとか、そういうことを確認をしながらやっていくということをお話ししておりますし、その

ところに、実は仮眠に入りました看護師のところに外来体制のところから時間を応援に行くという体制が今ならできかなと。一昔前だと、外来も手が離せなかったかもしれないですけども、今のところは、そういう時間帯をとにかく小刻みに応援体制をしていこうというふうな形を今考えております。

あともう一つは、仮眠は必ずとっていかねば、長い時間それは大変なことだというふうに思っておりますので、できれば仮眠室をきちっと準備をしながら時間を決めてやっていこうというふうに準備をしております。

あと、そのことについて、健康とか、生活リスクにつきましても、実は2交代制がどうあってもやりなさいというようなことではなくて、個人個人の面接、面談を入れながら、その人がどのような勤務で働いていけるのだろうかということを加味してやっていこうというふうに思っているところです。

もう一つのお話なんですが、実は、道内で自治体病院で2交代制をやっているという部分は、急性期病棟ですけども、稚内市立病院が病棟をやっております。あそこは2人体制ということを知っております。仮眠のできないときもありますよというような声も聞いてはおります。ただ、そのことを土台にしながら、同じことをするのではなくて、そのことを聞きながら準備をしていかなければいけないというふうに私は思っているところです。

あとは、道外においては非常にたくさんの病院が、自治体病院でもやっているところはたくさんあります。ただ、そこそこの患者の層ですとか、確かにその中で入院なさっている方の状態ですとか、そういうことは全然違うということになりますし、地域の状況も違いますので、それともう一つ、働いている看護師の年齢層もまた違うということもありますので、それぞれを加味しながら準備を進めていかなければならないというふうに思っております。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） この管内といいますか、道北地においては稚内の病院がこれを実施されている。急性期でされているというんですから、私も今聞いて驚きましたけれども、そういうことでありますけれども、ぜひ今内部で、改革推進会議という中で一生懸命皆さん方議論されているわけでありますから、看護部は看護部として何ができるのかと。しかし、もちろんここには患者さんに対する医療を提供するという立場もあるわけでありますから、相当なリスクはあるにしても、それをいかに解消しながらこれからよい医療を提供していくのかというのが極めて重要だと思うんです。

それで、ぜひ私からも再度お願いをしておきたいのは、やはりこれは働く皆さん方としっかりと話し合いをしながら、そして、合意のもとに進んでいただきたいのが一つ、それと、個人的にもいろいろ不安な看護師さんもいらっしゃる、あるいは、中には今子育て中の看護師さんもいらっしゃる。だから、そういった方々についてはどういう対応をとられるのかだとか、あるいは一気にこれを実施というのではなくて、例えばできるところから、まず話し合いによっては試行もしてみるというようなことも中に入れながら、やはりこれは万全の体制で臨んでほ



しいなと思うんです。

市立病院について言えば、2階療養病棟、これはもう既に2交代制で行われているという実績も確かにありますけれども、急性期だと2交代制がどうなのか、あるいは回復期、慢性期の患者さんの場合どうなのかと。いろいろ私も調べますと、慢性期の患者さんになると、逆に床ずれなんかできて、夜にどうしてもベルが鳴って行かなければならないだとか、いろいろそここのやはり病棟サイドの事情はあるんですね。ですから、ぜひこの10対1を一つは看護体制を確保していく。そのために、随分最近看護師さんも離職者が多いようでありますから、看護部長という立場でぜひ看護師さんと連携をとって10対1を守りつつ、今申し上げたような個人面談も含めながら、実際に話し合いの中でまず試行をしながら、そういう段取りで進めていきたいと思うんだけど、その点について看護部長の決意も含めてお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（丹 正臣君） 西本部長。

市立病院看護部長（西本敬子君） ありがとうございます。

一応、提案をした後に、病院の職員の方々からもいろいろなアドバイスを实はいただいているところなんです。一気に始めていくということで、決意も新たにやろうということで進めているところなんですけれども、おっしゃるとおり、そのことにつきましては、考えをまた入れながら、何がどのようにしていくと、本当にやろうとしているいい2交代制ができるのかというところを基本に置きながら考えていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは、次に、医薬分業の関係について質問いたしますけれども、今、薬剤師は市立病院に何名いらっしゃるのかということと、それぞれ職階制になっておりますけれども、部長職から始まってどういう組み合わせになっているのか。

それから、医薬分業になって、調剤薬局、外の薬屋さん等々も含めて、そこでお薬をいただくという制度がもう既に始まっているんだけど、今、市立病院における調剤が何%、それと、調剤薬局で出されている分が何%なのか、その点をお知らせください。

副委員長（丹 正臣君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 市立病院の薬局の状況についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、薬局の職員についてでありますけれども、薬局長を初め8人の職員がいらっしゃいます。その下に課長職が1名、それから主幹職が2名、それから主査職1名、担当職が3名というようなことになってございます。

それで、院外の処方せんの発行率についてでございますけれども、これは昨年12月までの実績でありますけれども、院外処方せんについては平成10年10月から実施をしております、現在では院外の処方せんの発行率は96.6%ということで、院内処方については3.4%となってい

るところでございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 院外処方が96.6%といいますと、これは平成10年ですから、およそ9年前ですか。そうなりますと、当然この予算書を見せていただいても、薬剤購入費というのが、新年度予算で言えばおよそ5億円ですよ。院内処方するときにはもちろん院内でお薬を投与するわけでありますから、もちろん市が薬を買って、そして調剤をして投与すると、こういうことでもありますよね。それで、10年前と比較してこの薬剤購入費というのは、平成9年と19年、あるいは平成10年と新年度予算、どちらでも結構ですけれども、どのぐらいの割合なのかということと、それと、この際聞いておきますけれども、薬価差益というのは何%ぐらいなのか、これもお知らせください。

副委員長（丹 正臣君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 薬剤の購入費の関係でございますけれども、院内処方を行っていた平成9年当時の実績でございますけれども、薬剤費は約12億4,500万円ほどございました。それで、平成19年度の最近までの見込みについてでありますけれども、約4億7,800万円ということで、新年度の予算につきましても、今、委員から御指摘のありましたように、約5億円弱というようなことで推移しております。

それで、薬価差益の話もございましたけれども、平成10年度には約11%切れる程度というようなことで、その差益については1億円ほどの収入がございました。それで、差益につきましても、薬剤費が減少しておりますので、その率については同率ぐらいで推移しておりますけれども、やはり金額が少ないということで、5,500万円程度になっているのではないかというふうに考えております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 平成9年度が薬価差益で1億円、今回は5,500万円ぐらいということですね。以前にも私申し上げただけけれども、薬品を購入する価格が高すぎるのではないのかというそういうお話を申し上げて、民間の類似病院と比較するとどうなんでしょうと。民間あたりは結構15%ぐらいの差益のあるところも実はあるわけです。そういうことを申し上げただけけれども、以前は、今の答弁からいくと、薬価差益だけで1億円あるわけだから、例えば1億円で薬剤師の給与というものについては、これは十分外来のこういったものを含めていけばそれで賄え切るぐらいの額が差益としてあったわけですね。ところが、今のお話のとおり、その額が急激に落ちてきているわけですね。もちろん院外処方ですから当然そうでしょう。

それで、薬剤師の皆さん方も8名いらっしゃるということなんだけれども、病棟の中で当然入院患者の投薬、こういったものも指導も含めてやられているんだけれども、例えば、それはもちろん必要なことなんだけれども、今の8名の皆さん方の一定の人件費に見合うだけのそう

いったお仕事、収入増みたいなのは図られているんだらうかという疑問が率直にあるんだけど、その点はどのような内容なのでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 藤森事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

今、委員おっしゃるとおり、平成9年時点では薬価差益は1億円ということで、例えば人件費がその当時10人いたとしても、1,000万円であっても、それは十分そこで補完はできたという状況にありますけれども、現在、今言ったように薬価差益については5,000万円程度ということでありまして。そうすると、もう8人で今言いましたように額から言えば当然足りない。ただ、薬業の部分から、今言いましたように、これはあくまでも薬価差益ではなくて、それ以外の部分で業務をやっておりますし、実はこの薬価差益がこの辺から落ちてきたのは、国そのものがやはりこういう薬価差益の中でそういう価格が高いということで、正直言いますと薬価そのものもずっと引き下げをされているわけですが、当然そういう形ではどこの病院についても、この差については一定下がってきております。

ただ、この薬価差益だけで人件費をカバーしてくるという状況ではなくて、薬剤師はまたほかにいろいろな業務をやっております。先ほどちょっと言いましたように、院内で、今回院外に薬を出したということで、当然今までの業務はなくなっていくわけですから、それにかわって実は病棟に行って、薬剤管理指導の業務をやるですとか、それから、従前いろいろなことをやっていくことについて、そういうことです。ですから、単純に薬価差益の額と人件費のカバーできるかということ、それはできていないということでもありますけれども、それ以外にいろいろな業務もやっているということでもあります。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） もちろん私も、薬剤師の皆さん方は入院患者の皆さん方に対する投薬指導だとか、そのことは仕事にされているわけで、そのことを否定するつもりは何もないんです。ただ、院外処方になって医薬分業が進んだ中で、以前は看護師の皆さん方が、例えばお薬の調剤、配付なんか一部されていたのかもしれませんが、それが薬剤師になったということでもありますね。ところが数が多く、減員されているわけでもありませんし、だから、私は今先ほど看護部長の話にあったとおり、看護部はやはり180名、臨時の方も入れるともっといくでしょう。そういう中で、どういう努力をそれぞれしていくのかということで、大変な勤務変更なんかも含めて議論をしているわけです。もう一方で、私はやはり薬剤師の皆さん方もそういうことを含めてしっかりと将来に向けて議論していただきたい。

といいますのは、これもお聞きしておくだけでも、薬局長というのは部長職ですよ。そのほかに、8名中課長職が1名いて、主幹が2名いる。半分は管理職ですね。ほかのパラメータ、例えば技術部門でいえば検査の関係、あるいはレントゲンの関係、あるいはリハビリ関係の医療士との関係、これも私は薬局と匹敵する同様な技術者のグループだと思うんだけど、そのトップというのは次長職なんですよ。薬剤師というのは部長職で8名の皆さん

方でこういうお仕事をされている。ほかの皆さん方も、ではなぜ部長職にならないんですかというのが、私は正直申し上げてちょっと疑問点があるんです。

ですから、そういった問題も含めてしっかりと、私はこの薬局の今後のありようの問題についてきちっと改革推進会議の中でも議論をしていただきたいと思うんだけど、なぜ部長職なのか、その辺ももしわかればお知らせください。

副委員長（丹 正臣君） 藤森事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えを申し上げます。

今言いましたように、薬局長がなぜ部長職なのかと。これは過去にずっとそういう経過がといますか、今の前の方々、いろいろな方の部分から一つの組織として、薬局については部長職というそういう一定の病院の中で論議をした中でそういう職種にしたのではないかというふうに、経過としてはそういうことであります。

ただ、年齢的なもの、いろいろありますので、その辺が間違いなく今後すぐ年齢的なものを含めてどうするかというのは論議のするところであろうかと思えますけれども、経過としてはそういう形の中で、決してほかとバランス云々というよりも、過去のそういう前任者の経緯の中で、今も薬局長については部長職ということでありまして、大体実はほかの自治体病院において薬剤部だとか、その規模にもよりますけれども、どちらかというとならぬと薬局長という職務については部長職が多いように私としては思っております。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ほかのところも多いようですけれども、今までの経過の中で流れてきているということではなくて、ここはひとつ立ちどまって、やはり病院推進改革会議というのがあるわけですから、真剣に議論していただきたい。管理職の皆さん方にはそれぞれ管理職手当も支給されているわけでありまして、必ずしも多くすることがいいわけでもございませんし、ですから、その辺はきちっと改革に向けた議論をしていただきたいと思えます。

それから、次に医療機器の関係についてお知らせいただきたいんですが、医療機器を購入する場合、これはもちろん入札でされていると思うんですが、例えばこれはどういう機械がいいだろうというのは内部で検討されて、そういうことで、一応、機器を指定されて、それで入札なり行われているのか、どういう形で行われているんでしょう。

これは平成19年度で言えば、土別市の場合購入に対して収支バランスの関係で起債の借入れが無理だということで、リースで購入するという形をとっていますけれども、リースの場合も同じだと思っておりますが、どのような購入方式をとっているんでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 医療機器の機種選定のことについてでありますけれども、これにつきましては、院長を初め各診療に当たるドクターからの要望に基づきまして、当初4社～5社の機種を選定いたしまして、そのうちの機種が一番今当病院に合っているのかというようなことを最終的に決定をいたしまして、入札形式というか見積もり合わせというような

形の中で機種を決定しているという状況でございます。

あと、リースの関係につきましては、主幹のほうから御説明申し上げます。

副委員長（丹 正臣君） 水留総務課主幹。

市立病院総務課主幹（水留 正君） それでは、医療機器の状況についてお答えいたします。

まず、本年度の医療機器でございますが、全体では医療機器の購入が病院で購入が2点、また、8点の医療機器をリースにして対応しているところでございます。その内容といたしましては、購入ではシリンジポンプ、濃度計を購入し、47万2,000円の購入金額となったところでございます。また、リース対応の医療機器でございますが、消化器内科で上部消化器管ビデオスコープを2本、循環器内科で心電図、呼吸器の情報を無線で流すことができる医療テレメーターを1台、検査室では、血液などからホルモンの異常などを確認できる化学発酵酵素免疫測定装置、そのほか吸引器、無影灯などを対応したところであり、これにかかる1年間のリース料金は278万1,000円の支払いを予定したところであります。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 機種選定については、そうなりますと、この種の機種ということで、そこで入札ですか、見積もり合わせでしたかをやっているということ、ではリースも同じですね。今その答弁はなかったけれども。

そこで、器具を購入しますと、車で言えば車検みたいなもので保守が必要になりますよね。メンテナンスです。この機種というのは、それぞれ購入された、あるいはリースされたものの保守業務の契約なんていうのはどういうことなんでしょう。例えばAという機種を買ったら、この機種についてはもうちゃんと点検をする業者というのは決まってくるものなんでしょうか。そうすると、購入と同時にメンテナンスの業者も決まってしまうということなんでしょうけれども、その辺をお知らせいただきたいのと、平成19年度契約の中で、保守業務の委託料というのはどのくらいあったのか。それと、新年度については予算の中でどのくらい予定されているんでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 水留総務課主幹。

市立病院総務課主幹（水留 正君） それでは、お答えいたします。

医療機器の保守ですが、保守料にはかなり大きな金額があるところですから、私どものほうも医療機器メーカー等に見積書のお願いをしたことがございます。そのときにメーカー側としては、故障時に医療機器の部品の調達ができないというようなこと、それに医療機器の状況によっては構造上、メーカーでは修理ができないというようなことがありまして、現在のところほかの医療機器メーカーでは保守ができない状況ということになっています。

それから、平成19年度の医療機器の保守契約でございますが、循環器系X線撮影装置の保守料ほか7件を含めまして、3,518万3,000円の契約となっているところでございます。また、平成20年度におきましては、全身用コンピューター断層装置が保守契約から外れますので、リースの対応になることから、全体で7件と1件減りまして1,950万9,000円の計上をしたところで

あります。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） そうなりますと、医療機器を購入をすると。そうなりますと、もちろん保守料が毎年になりますか、当然点検しなければならないわけですから必要になると。ではその時点で今おっしゃったように、平成19年度ならば大体3,500万円保守料がかかりましたと。新年度予算であれば1,900万円ぐらいかかる予定であります。これは業者はまるっきり同じなわけですね、ずっと機械器具がある限り。ではそうなりますと、この保守料なんていうのは、何の競争の原理もなく、ただ見積もりを出していただいて、そういった中で、昨年これだけだから今年もこれだけというような形で契約をされてずっといくものなんでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 医療機器の保守についてでございますけれども、車もそうありますけれども、現在の医療機器というのは大変精度がよくなってございます。車につきましても、今現在ハイブリッドカーなんて言いまして電子操業によって行っている車もあるわけございまして、確かに専門性というか、医療機器についてはそのメーカー、例えばアメリカ製であればGEだとか、オランダ製であればフィリップスと、そういうようなメーカーに限られていて、そのパテントもそのメーカーでとっているというようなことで、なかなか他社の技術者が入り込む余地がないというようなことございまして、これらについても、保守料金については、私たちが常日ごろから何とか下げたいというような要請を行っているわけありますけれども、当初の契約というようなことで、なかなか低額にならないというような事情もあるわけでございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） これは一つ大きな盲点なんですよ。といいますのは、ほかの自治体も、病院なんかを私も調査しますと、やはりここはやはり大きな額なものだから、こういう病院の経営状況のときには、やはりその業者がやっていただくのであれば、これはもちろん随意契約でやるんだろうけれども、やはり話し方によっては、そういう厳しいときはやはり厳しいなりの対応もしていただけるのではないのかと、そういう今のお話も、やはり情報を得る中では入ってくるわけです。ですから、私はぜひ新年度において、また随意契約をされて保守点検されると思うんだけど、その辺も十分対応してみたいと思います。

それと関連して、公正取引委員会から、医療機器の最大大手ムトウなど3社が独禁法に基づく排除命令ということで、これも契約停止になっているところやなんかもありますけれども、土別市の場合影響はどうなのかと。もう一つは、ムトウと竹山で大体医療機器全体の6割以上を占めているわけですよ。逆に指名停止にすると、いろいろな意味で地方の医療機関が困ってしまう的なことも言われているんだけど、土別市の場合はこのムトウだとか竹山だとか、この辺に関する取り扱いはどうなるんでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 前段のこの指名停止の取り扱いの関係は、財政のほうからお答えいたします。

委員お話にありました関係は、北海道大学の医療機器の購入で不正があったということで、この2月に公正取引委員会のほうから排除命令が出されたわけですけれども、今回出された3社のうち士別市の登録業者が2社、ムトウと竹山でございます。市のほうもその対応を前段考えていたわけですけれども、当初ムトウのほうから排除命令に対して不服申し立てをしているというような文書が出されておりました。公正取引委員会のほうに不服申し立てをして、60日以内にその不服申し立てがない場合、初めて排除命令が確定するというので、こちらのほうも推移を見守っていたわけですけれども、このたびその不服申し立てをしないということになりましたので、今のところ道内の9市、それと北海道のほうでも指名停止をするというような答えをいただきましたので、士別市としてはこの2社について4カ月程度の指名停止をしたいというふうには考えております。

副委員長（丹 正臣君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 今、財政課長のほうから指名停止というような話がございましたけれども、このムトウ、竹山については、医療機器ばかりではなく、日ごろ市立病院で使用している診療材料なども納入実績がございます。そのため指名停止となりますと、やはり営業停止というようなことになってきますので、病院といたしましても、診療に支障のないように、現在これにかわる業者を選考中で、日ごろから医療に支障のないように取り計らっていききたいということは考えております。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは、この病院の問題の最後に、医師住宅についてお伺いいたします。

この医師住宅については、以前にも私決算委員会で申し上げたことがあるんですが、その当時は、非常に医師住宅が使用されないであっていたと。それで、そこまであいているのであれば、病院に従事する看護師さんの方々、医療技術者の方々、あるいは場合によっては一般市民の方々の市営住宅なんかという方法も含めて、一般財源として購入して逆に検討してはどうなのかというようなお話も申し上げた経緯はあるんですけども、それ以降どのような利用率になっているのか。これをお聞かせください。

副委員長（丹 正臣君） 栗根総務課主幹。

市立病院総務課主幹（栗根禎二君） 私のほうからお答えをします。

現在の医師住宅の棟数であります、10棟で27戸でございます。内訳としては、1戸建て住宅が5戸、4戸建て集合住宅4棟16戸、6戸建て集合住宅1棟6戸でございます。現在の利用率につきましては、医師が16戸、病院職員4戸、空き家7戸であり、入居率は74%になっております。

以上であります。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それで、すぐそのシルバー人材センターのところに3棟ありますよね。

これは住所は東5条七丁目なんですありますが、そのうちの1棟、2階建て4戸については、通ってみるとそこはもう雪があって、全く使われていない状況であります。それで、今回の予算書を拝見いたしますと、この地方債、借り上げ、これが平成20年3月をもって全部返済が終了するというので、この予算書には書かれているんだけど、これはその後ではどのようにこの建物については利用するように考えていらっしゃるのでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 栗根総務課主幹。

市立病院総務課主幹（栗根禎二君） 御指摘のとおり、東5条七丁目にあります住宅については、単身用として1棟4戸建ての住宅であります。御指摘のとおり、その住宅については、今年度をもちまして起債の償還が終了いたしますので、今後、処分方法等も含めて検討していきたいと思っております。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） わかりました。その活用方法については、後ほど別なサイドで質問させていただきます。

それで、まだ何戸かあいている空き室があるんでありますけれども、たしかあそこは集中暖房になっているはずなんです。ですから、非常にもったいないと思うんです。ですから、ぜひあいているところについては、医師はどんどん減っていく状況でありますから、医療スタッフの方々、そういう方々にでも利用していただきながら少しでも収益も得るような方向で、ぜひこれからも御検討いただきたいと思います。

それでは次に、住まいづくり支援事業の関係についてお伺いいたします。

今回、住まいづくり支援事業について130万円の新規予算が組まれました。それで、これは今日まで多くの同僚議員から質問もなされていて、ハウスメーカーの一方では対抗していく、あるいは一方では、リフォーム関係も含めて相談に乗るような体制つくっていく、そんなことで協議がなされて、新年度からスタートするのでありますけれども、この住まいづくり支援事業の関係については、もう既に内容等についてはこの予算書にも書かれていますが、まず簡単に、どのような形で支援事業が進むのか。

もう1点は、この際お伺いしておきますけれども、ハウスメーカーなんかでいえば、このまちの中でいいところの土地を入札で落札をして、そこにメーカーがモデルハウスを建てて、モデルハウスでいろいろな方々に見ていただいて、どういう形で手直ししましょうといういろいろなサービス関係もしながら、それを営業に結びつけてやはり建てていくというこういう形をとっているんです。

私はこの住まいづくり支援事業の中でも、例えば皆さんで一部拠出をしながら、一方では市も若干の支援もしながら、こういうモデルハウスなんかの建設なんかについても、必要になっ



てくるのではないかなんていう気も率直にするんだけど、そういったことも含めて考え方があればお聞かせください。

副委員長（丹 正臣君） 織田商工観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） まず、この支援センターの推進内容ということでありましてけれども、この4月からの実施ということの予定なんですけれども、まずは支援センターということで、市民の方々の建築等の相談窓口というものを、今のところ大体月2回を毎月実施していくというようなことを相談窓口として考えております。更には、介護リフォームのお話もありましたけれども、これは例えば手すりをつけるとか、そういうような場合には、その位置だとか、その場所ということがあるということでありまして、ここにはいろいろな建設業に参加をしてもらわなければなりませんけれども、そういった地元の建設業を対象として介護リフォームの研修会を行う、また、市民の方々に理解をしていただくためにそのリフォームの研修会も行うということ、更には、今考えておりますのは、これに加えて、今申し上げましたように、多くの企業が登録をいたしますので、年に2回程度その地元事業所がいろいろな技術、技能ということもあると思いますし、そんな建築の工法とかということもあると思いますので、一堂に集まってそういったことをPRするというようなこと、推進事業の内容としては今申し上げたようなことでございます。

それから、モデルハウスのことでありまして、これにつきましては、ただいま申し上げましたように、今申し上げましたようなことを4月から着実に実施をしていくということでございまして、今の牧野議員の御提言のお話につきましては、非常に効果的な取り組みだというふうに考えておりますので、軌道に乗っていった際には、そういったモデルハウスなんかについても、この対応については十分その視野に入れて取り進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） このPRフェアといいますか、どういう名称が私はわからないんですけれども、住まいづくり支援事業に関するフェアを年2回ぐらい開催すると、こういうことでありますから、例えば土別市の産業フェスティバルとか、そういうときに関連しながらやられるのか、いろいろなこれから協議されていくと思うんでありますけれども、もしそういった考えもあればお聞かせいただきたい。

もう一つは、改築リフォームの関係なんです。これは昨年の決算委員会でも私お話しさせていただいて、福祉の担当者の答弁ですと、介護保険事業の中で、予防と介護に合わせてリフォーム事業があるんですね。これは本人の持ち分、20万円までが限度でそのうちの1割が本人で、あと9割は補助ですよ。これが平成18年度の決算のお話だと、大体100件ぐらいリフォームがございましたと。そのうちの事業費でいえば大体1,000万円超えましたと。そのうちの地元業者の受注率というのは41%でしたということなもんだから、私はこういう個人負担が1割と

いうことであれば、これは後ほども申し上げる地元業者の活用という点で、やはりしっかりとリフォームについては地元が担っていくと、この支援センター含めて相談に乗って。ところが問題は、ケアマネジャーの方についてもどこに相談したらいいかわからないと、これはもう現実そうなんですよね。

ですから、そういう意味では、ぜひこれから同じ庁内でありまして、経済部、あるいは保健福祉部、そしてまた、この住まいづくり支援事業を担う商工会議所の窓口の関係ですか、これもできれば一定程度相談をケアマネジャーもしながら早急に対応できるような、これは急ぐ仕事でありますから、リフォームは、そういったこともぜひこの機会に対応願いたいと思うんだけれども、いかがでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） このケアマネジャーと連携を密にして、このセンターを進めていくべきではないかということでもありますけれども、本当に今お話しのように、介護リフォームなんかを行うという場合につきましては、介護を要する方とケアマネジャーというのは非常に密接なかわりがあるということで、どこの事業所に決めるかというような際には、このケアマネジャーさん、あるいはその業者の方々から発注事業者を決めるということが多いというふうなことでございますので、この連携については、ただいま申し上げましたけれども、この住まいづくり応援事業にはいろいろな業種の事業所が参加をしていただくわけです。その場合、どういう事業所がリフォームができるんだというような一覧表をして、更には、この事業の内容についても十分ケアマネジャーに理解をしてもらうということが、地元企業の発注の増ということにもつながっていくというふうに思っておりますので、この連携は十分密にして進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、もう一点、ちょっと前後いたしましたけれども、先ほどの住まいづくりフェアと申しますか、参加事業所が一堂に集まってPRをするという取り組みにつきましては、産業フェアということではなくて別な形で2回ほど、どこか広い会場を用意して、そのような形でPR、あるいは一斉相談会と申しますか、そのようなことで取り進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） その内容についてはわかりました。

もう1点関連してお伺いいたしますけれども、今回、中小企業振興条例、あるいは規則の改正ということで既に上程されています。例えば特別融資についていえば、現在の500万円が1,000万円、償還期限が5年～10年と、こういう条例改正に内容でありますね。もう1点、新規事業として非常に期待をしていますのは、商店街活性化事業ということで店舗の改修、これに対して上限100万円、地元業者を選定したものに限って上限100万円の補助をいたしますと、こういう内容でありますけれども、この店舗改修の、では100万円最高はどこまでの事業量が

必要なのか、あるいは改修設備というふうになってはいますが、設備費というのはどういうものまで含んでいるのか、この点も含めてお知らせください。

副委員長（丹 正臣君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） まず、この事業の補助率ということになりますけれども、限度額はお話のように100万円でございます。それで、投資額は50万円以上の投資額を対象にするということでありまして、例を申し上げますと、250万円事業費がかかったといたしますと、150万円以下については3分の1の補助率にすると、更に、その150万円を超える投資額については2分の1ということの考えでございまして、そういたしますと、250万円の投資額で最高限度の100万円の補助になるということでございます。

それから、その補助対象経費ということでございますけれども、改修に加えまして設備、いろいろ電気関係でありますとか、水周り関係でありますとか、そういった設備、これはもちろんその店舗に設置するわけでありまして、対象といたしてまいりたいというふうに考えておりますし、備品につきましても、営業に要する備品、例えば商店のお菓子を展示するような陳列棚とか、そういったものについては備品も一部対象としてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） わかりました。やはりそれに関連するお仕事をなさっているのであれば、当然備品も必要でありますから、それも対象にされると、こういうことありますから、それはわかりました。

それで、例えばこの条例が今議会で条例が可決されるとなりますと、4月1日からこれが施行されるわけですね。しかし、予算はないわけです。これはもちろん希望する方々の提出を求めて、それを検査をして、そして事業発注をして支払う。もちろんそうなりますと、次の議会は6月でありますから、それらの内容を含めて6月定例会で補正予算が組まれるのではないかなと、こういう気はするんでありますが、私はこの条例が制定されれば、もう既に希望されているような市民がいらっしゃるといことも聞いていますし、やはり施行が4月でありますから、きちっと運用規定をつくって、その中で検査もされて、事業は着手していただきながら、そして、支払いについてはきちっと予算が組まれてからというそういうような段取りで進めていただきたいと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） まず、この店舗改修事業の着手の関係でありますけれども、この制度は今議会で議決をいただきまして、4月1日からスタートすると。そうなりますと、申請が一番早い4月1日というふうにしたといたしますと、今の施行規則の中で定めがございまして、申請後30日経過後に着手という条文になっておりますので、この場合最も早くても5月1日以降に着手がなるということになりますと、今お話しのように、この事業につきまして

は、少しでも早く小売店等が、その店舗を改修して集客強化を高めていくということが重要だというふうに思っておりますので、4月から店舗を改修したい、急ぐというような事業所にありますは、不利益を及ぼさないように、今、要するに施行日同日の4月1日から着手ができるようなことで、施行規則の改正について検討いたしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） わかりました。

それと、例えば賃貸契約によって借り上げている店舗だとか、あるいはまちの中にもあります空き店舗を賃貸契約によって借り入れて改修をしていると、こういったケースも当然出てくると思うんです。店舗改修とかこの設備については借受人にすべて帰属をするというような形の賃貸契約であれば、もちろんこれはこの事業に該当するのではないかと私は思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） これはその店舗の所有者でなくても、きちっと貸主と契約をして、その店舗を借りた人が費用をかけて改修するという場合につきましては、補助の対象というふうに考えているところでございます。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今、牧野委員の御質疑の中で予算との関係をどうするのかというお話がございました。今回、新たに店舗改修という形で取り組むということで、当初予算にはその予算は計上されておりません。その趣旨といたしましては、初めてのケースということでどの程度の要望があるのかということがなかなか判断が難しいということで、本来でありますと、条例が施行されて貸し付けが決定したときには予算がなければならないというのが本来の姿だと思いますけれども、今回初めてのスタートということもありますので、これらについてはある程度実績が固まった段階で、早い時期としますと6月には、何回かに分けてということになるかとも思いますけれども、予算措置をしていきたいと。これはそういった一年の経過を見ると、大体年間どの程度の予算を確保していくことがいいのかと判断できますので、初年度についてはそういうことで御理解をまずいただきたいというふうに考えております。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） わかりました。

それでは次に、農業委員会にお伺いいたします。

昨年12月3日に建議書が出されているわけでありましてけれども、この中で農業体験型の研究施設の新設ということが要望事項の中に入っています。これはたしか初めてこの種のものが要望事項に組み込まれたのではないかなと思うんですけれども、この農業研修施設の新設を強く要望いたしますと、こうなっているんですけれども、この内容について簡単にお知らせいただ

きたいと思います。

副委員長（丹 正臣君） 田中農業委員会総務課長。

農業委員会総務課長（田中敏宏君） ただいまの御質問にお答えいたします。

平成20年度士別市農業農村振興施策に関する建議書で、市に要望いたしました農業体験型の研修施設の新設についてでございますが、その内容についてお答えいたします。

最近、多くのネットワークを通じて研修希望が増えてきている現状にあります。道内外より多くの農業研修生や実習生を受け入れて、農業や農村生活の体験を通し、士別市農業の魅力や可能性を理解してもらい、都市と農村の交流機会を増やしていくことが大切だと考えておりますが、受け入れ農家については、施設や資金面で受け入れたくとも受け入れられない状況にあります。新規就農や花嫁対策として和寒町にあります農村体験研修施設ふれあいの里のような、研修生や実習生がひとり暮らしをしながら農業実習ができる研修施設の新設を要望したところであります。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 和寒町にあるような内容のものを要望されるということで、そういう答弁でありますけれども、一応要望の内容はわかりました。

ところが、問題は、先般審議されました総合計画なんかにもこの種の建設計画なんていうのは一切入っていませんよね。ですから、こういう要望を出されたんだけど、これらについては幾つかの手法というのが私はあると思うんです。それで、例えば先ほどの市立病院の医師住宅の関係のところ、1棟2戸の4室があいているわけです。非常に場所もいい場所です。車庫もついてます。これは起債償還も終わるわけですし、例えば一部改修をしながらでも、まだ昭和58年の建物ですから十分使える。利便性も非常にいい場所であるから、利便性の係数だって結構高いいい位置いくと思うんです。こういったものもやはり一部では活用しながら、今、農業委員会のほうで要望されているこういったことについて、私はぜひ改修も含めてこういったものを提供していくべきだと思うんだけど、その点はいかがなものでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 藤森事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

先ほど私どもでお話をいたしました医師住宅、独身用の多分1棟4戸の住宅だと思うんですが、先ほど言いましたように、これについては平成19年度、起債は基本的には終わります。ただ、今言いましたように、病院としてもあの部分については、正直言って利用だとかというのは、職員数も減っておりますし、独身の医者も最近はずっとまた減っておりますので、当然一ついろいろな方法で利用するなり、当然病院としてはその部分に一定の収益にもなるわけですから、その辺も含めて何ができるのかは、今後そういうことも含めた中で検討させていただきたいというふうに思います。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ほかのまちを見ますと、例えば公営住宅を一時的に何戸かそういう方のために確保するだとか、いろいろな施策を講じているところがあるんです。ただ、土別市の公営住宅の現状を見ますと、今はそうでなくても競争率が非常に多い中で、市民の皆さん方を優先されている中で、それを一時滞在なり、あるいは観光なり、そういったものに使用はできないだろうと、そういった気もしないでもないですよ。だから、ぜひ病院のこの施設については、とりあえず起債償還も終わるわけですから、ぜひそんなことも含めながら、一方では検討いただきたい。

もう一つは、昨年の決算委員会でも私申し上げただけけれども、スポーツ研修所の関係です。これはスポーツ研修所という名称をつけることについて私は疑義を生じて、別の名称のほうがいいのではないかということで、条例制定のときに申し上げた経緯があるただけけれども、この中の利用範囲の中で、農業農村の体験研修に関することという項目ががっちり入っているわけです、1項目。ですから、私はこの種のをやはり内部で十分検討をされながら、利用されるものはしっかりとやはり利用していく。もう一方では、後ほど時間があれば申し上げようと思ったただけけれども、サイクリングターミナルも今回、そういう意味では改修を6,000万円ぐらいかけてやるわけでありますから、あそこは少し宿泊料が高いわけでありますけれども、そういったものの活用だとか、いろいろなことを内部で検討していくべきだと思うただけけれども、このスポーツ研修所なんかについてはどういうお考えなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 富田スポーツ課長。

スポーツ課長（富田 強君） スポーツ研修所の関係につきましてお答えを申し上げます。

条例では利用できる分の範囲といたしまして、スポーツ研修、あるいは生涯学習の研修のほかに農業、農村の体験研修に関することも明文化されておまして、簡単に利用はできるものでございます。この部分について、名称については、設置条例のときにどのような形になったのかというのは今明らかではないんですけれども、その辺も検討していく必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） スポーツ研修所の関係ですけれども、今、牧野委員お話しのように、当初あれを立ち上げる段階では、農業サイドとしても、今言う新規就農の方ですとか、実習に来た方も何とかその中に組み入れてほしいということで、お話のようにしっかりと定義を位置づけた部分があります。それで、実態から言えば、愛媛農業大学校だとか来た場合については、農家の方がすべて受け入れをしている状況にありますし、ただ、今言われたようなスポーツ研修所も門戸は開いておりますけれども、農業委員会からのほうの建議もありましたけれども、まずはこの施設の活用をしっかりとやるのが大前提だろうということで私ども考えておまして、いずれにしても、そういう施設がありますので、土別市に新たに来て新規就農をしたい、実習をしたいという場合は、端的に言えば農家の受け入れ先がまずそういう段取りをしますけ

れども、そういう住宅が完備できないという場合については、今言いましたようなスポーツ研修所を含めて、この対応をしっかりと担っていきたいという考え方であります。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひある施設でありますから、対応方をお願いをしたいと思います。

最後に、職員研修の関係でお伺いしたいと思います。

職員研修につきましては、昨日、池田委員からも質問がございましたけれども、私も職員研修というのは非常に重要なものだというふうに考えています。それで、重複を避けて二、三点だけお伺いをいたします。

まず一つは、今年3月の退職予定者数、これは何人なのか、それと、新規採用職員の予定者数、これをお知らせください。

それと、新規採用職員については、これから健康で頑張っていただければ、定年退職までお仕事をなさっていただくわけですね。そういう意味では、市の職員という立場の中でも非常に研修をしながら市民サービスをどう発展させていくのか、地域づくりをどうしていくのかというのは極めて重要だと思うんだけど、ですから、なおさらのこと、本務的な研修はもちろんですけれども、昨年から実施しているような市役所はどういう仕事を皆さんが担っているのかも含めた体験現場研修なんていうのはがっちりとやっていただきたいと思うんだけど、その点はいかがでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

まず、この春におきまして定年退職を迎える方の人数でございますが、28名でございます。さらに、新規採用といたしまして、18名を新たに採用するということになってございます。

それから、職員研修の中身についてでございますが、新規採用を含めまして、2年を経過するわけでございますけれども、こういった新人研修という中身で、改めまして私ども市役所行政の中になじんでいただくということもありますし、行政上の問題等々、そういった研修に力を入れているところでございます。特に法令等も含めましてでございますが、こういったものにつきましては、経費の節減対策を図るという意味からも、広域的な北部の市町村と連携をしながら、合同の研修に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、こういったプログラムをきちっと示した上で、多くの職員に参加していただけるよう、そして、スキルアップになるような研修に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 今、二十歳で職員に採用されて、60歳まで健康で働いたとすると、大体生涯賃金というのはどのくらいなのでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

生涯賃金ということでありますけれども、一つのモデルとしまして、高校を卒業して42年間働くとして、ここに例えば住宅手当とか、扶養手当を除いた形の中でざっと試算しますと、大体2億4,000万円程度になろうかと思えます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） そういう意味では、1人が2億5,000万円となりますと、18人であるから、60歳まで元気で働いて活躍していただけるとなると、50億円ぐらいの買い物をしたということなんですね、土別市にとってみれば18名職員を採用することは、ですから、そういう意味では、やはり職員に採用された以上はしっかりと研修を受けて、そして、市の職員として市民サービスをどうしていくのかということも含めて、極めて重要だと思うんです、この研修という問題について言えば、ですから、そういう気持ちで、担当者も含めて臨んでいただきたいと思うんです。

それと、職員提案制度というふうなことで、1つの課で1つのことを1年間に1つ改善していこうと、こういう提案制度が今設けられていますよね。ぜひ新年度に入った段階で、それぞれの課長を中心になって結構でありますから、それぞれの課でやはり議論をして、市民サービス上、あるいは行政改革上こういったものが必要なんだという職場で議論をされて、そういうものははっきりと明示をして、そして、年度末にはこういう実績がございましたというものについて報告をする。そういったものも私ども議員にもわかるように書面でもって報告がもしできればありがたいと思うんだけど、そういう考えはおありでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

平成18年5月に行財政改革大綱を策定いたしまして、これに伴います実施計画というものを明らかにして、現在、本市の行財政改革に取り組んでいるところであります。この改革の具体的な項目につきましては、当然のごとく、今、委員のお話からございましたように、1人1提案等々を踏まえた上で、それら計画の背景づくりに努めているところでございます。

今後におきましても、こうした職員からの提言というものをきちっと踏まえた上で、これらを精査し公表に努めるというふうな形で考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひそれぞれの課の皆さん方が1つでもいいし、2つでもいいし、そういう改善がなされたのであれば、そういったものがわかるように提示をお願いをしたいと思います。

それと、もう1点は、やはり人事交流というのは極めて重要だと思うんです。やはりほかの職場に行って勉強をして、場合によっては将来に向けた人脈もつくって帰ってくる、これは極めて重要だと思うんです。ですから、北海道とも以前には道からも来ていたし、土別市からも2年なり3年職員を派遣をして、そして、その中で勉強して戻ってきたと、こういうことがあ



るんだけれども、この種の職員の派遣なんかについては、新年度以降どう考えていらっしゃるのか。それと、青年会議所についても、これは1年半ぐらいでありますか、2名の職員がそこに入って、まちの活躍、活動をされている皆さん方と一緒に汗を流しているわけです。これも私は新年度でありますから、きちっとそこで入れかえをしながら継続をしていただきたいと考えるんだけれども、この点の計画はおありなんでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 小ヶ島総務課主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） 人事交流の関係についてお答えを申し上げます。

ここ5年ほど、道との人事交流、派遣は行われていなかったところでございますけれども、本年4月から1年間、財政課職員を北海道企画振興部地域振興計画局市町村課に派遣することが決定しております。

本市におきましては、職員定数が年々減少する中、長期派遣がなかなか難しい状況にはございますけれども、道で仕事を知ることにより、職員の意識高揚や職務に対する視野が広がるなど、資質向上が図られることとなりますことから、将来的にも派遣することを検討してまいりたいと存じます。

それから、もう一つ、JCの関係でございますけれども、JCの関係は2人派遣、参加しておりますけれども、このことについては、1名はかわる予定ですが、引き続き派遣をする予定となっております。

以上です。

委員（牧野勇司君） 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 総括質問を行いたいと思います。

初めに、地域交通の総合対策の関係でございますけれども、議会でも随分と議論になっておりますけれども、市民の皆さん方の足の確保ということで、相当赤字のバス路線が続いておりますし、これに対する協議会も今度は設けられるようになったようでございますけれども、平成18年度、19年度で、バスに対するお金というのはどのぐらい使ったものなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 林企画課長。

企画課長（林 浩二君） お答えいたします。

市民の足の確保のために行政のほうで措置した事業費でございます。

まず1点目は、地域生活路線バス運行費といたしまして約3,200万円、朝日地区におけますコミュニティバス運行事業費といたしまして1,180万円、敬老バス交付事業といたしまして約2,800万円、日向林業センターバス運行費といたしまして730万円、さらに、小中学生遠距離通学助成費といたしまして約1,190万円、高等学校バス通学費補助といたしまして150万円、合計約9,330万円程度になろうかと思っております。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それで、9,300万円に上る金が使われているんだけど、この中で一般財源のほかに、国や道からはどの程度のお金が入っているものなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 林課長。

企画課長（林 浩二君） 地域生活バス路線に関しまして、道のほうから補助金をもらっております。これに入ってくる補助金といたしまして750万円程度、これが交通対策費として入っております。更に、廃止代替路線バスの運行費といたしまして、特別交付税の措置がございます。特別交付税につきましては、具体的にこの金額ということは申し上げられませんが、特別交付税の算定需要額には入っているということでございます。

（「そこに入っていると言ったって、お金に色ついていたら何もわからないでしょう。入っているか入っていないか、入っていないということだと言えらるんでないか」の声あり）

企画課長（林 浩二君） ほかの事業費については、私の把握している段階では国なり道からの補助というのは入っていないのかなと思っております。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

バスの関係で特別交付税算入のお話を企画課長のほうからお話ししたわけですが、その金額についてでありますけれども、特別交付税につきましては、12月に算定される分につきましては、ルール計算がきちんとしておりますので、この経費に何ほということとは国のほうから示されるわけですが、3月に示される特別交付税につきましては、この経費が特別交付税に算入されていますよということは、私どもも示されるんですけども、その額は幾らかということとはわからないという仕組みになっておりまして、これは何ほ入っているかということはカウントはされているけれども、幾らかということとはちょっとわからないと、こういった制度になっていますので、御理解賜りたいと存じます。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 結局750万円ほどが道から入ってくる。特別交付税については入っているけれども、わからないと。入っているからわからないと言ったら全然わからない話、結局は特別交付税なんかも入っていると言ったって、幾らのものかわからないし、やはり自信を持ってこれだけ地方交通には入れていますというようなやつはやはり聞き出しながら、地域でこれだけのお金が使われているんだと、一般財源。ということで、やはり国や道にも要請していく必要があるのではないかと思うのであります。

そのほかに、いろいろな点で大変な事態が来るというのは、特に原油高騰に伴うバスでありますとか、ハイヤー、これらの事業者に及ぼす影響、そうするとまた今度も赤字がふえて、市の持ち出しが多くなっていくということが言えると思うんだけど、この点については、どういう影響であり、市の負担がどの程度ふえていくのか。この点をお知らせいただきたいと思

うんです。

副委員長（丹 正臣君） 林課長。

企画課長（林 浩二君） 原油高騰に伴いますバス事業者並びにハイヤー事業者に及ぼす影響といった御質問でございます。

まず、土別軌道のほうにこの実態をお聞きいたしますと、昨年4月の軽油の単価が約99円、平成20年3月の単価が119円ということで20円増加しております。この影響額といたしましては、年間200万円～300万円程度の影響が出るのではないかとということでお聞きしております。特に、私ども地域生活交道路線の中で一番大きなウエートを占めます1キロ当たりの営業単価、これが当然燃料高騰によりましてはね返ってくるのが予想されております。昨年度の、例えば1キロ走るとに224円かかるとすれば、この200万円～300万円の増加によりまして、当然1キロ当たりの営業費用も上がってくるわけでございます。ただし、土別軌道さんにおかれましては、この営業費用の算定の中では当然人件費なり、保険料といったことも入っております。これらの要素が平成20年度においては幾分下がるのではないかとということで、こういったことを総合的に加味して、この200万円～300万円が直接市のほうに影響が出るということは、今現在は少しは抑えられるのではないかとということでお聞きしております。

一方、ハイヤー事業者の関係でございます。ハイヤー事業者が使っておりますLPG、これにつきましても、金額で約20円、率で申し上げますと30%上がっているということであります。特に土別ハイヤーを含めます道北地域の11社のタクシーの会社が、最近の急激な燃料高騰を受けまして、15%～35%の運賃値上げを先月運輸局のほうへ申請したという新聞報道がございます。各社の中では、こういった運輸局の許可がおり次第、値上げをしたいということであります。

そこで、行政側の負担ということになりますと、先ほど申し上げましたとおり、土別軌道においては1キロ当たりどのような営業費用単価が出てくるかということなんですけれども、当然、こういったものは影響が出てくる反面、人件費で抑えられる部分もあるかと思えます。このあたりも土別軌道さんと連絡調整を取りながら、こういった経費が上がっていくかということとは調整してまいりたいと思っております。

一方、タクシー事業者につきましても、例えば教育委員会のほうで通学対策の中でタクシーを利用しているものがありますので、こういった方の委託契約の中で、こういった形で土別ハイヤーさんのほうとの今後話が出てくるか、運賃改定があった後に、またそういった話もいずれ出てくるのかなと思っております。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それと、朝日地区の関係で言えば、コミュニティバスの中身と土別ハイヤー、タクシーが朝日からは引き揚げられましたね。これの経過をまずお聞きしたいのと、朝日の中では、例えば診療所に通うときにタクシーがあったらいいし、そういう足の確保はできな

いものか、そういう声もあるんだけど、乗り合いタクシーなんかも考えていくべきではないかと考えるんだけど、いかがなものなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 加藤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） 私のほうからコミュニティバスについて若干御説明をさせていただきます。

この土別市コミュニティバスにつきましては、旧朝日町時代、平成15年4月から運行を開始しておりまして、当時、町内の交通体系につきましては、土別軌道さんが運行いたします土別朝日間、それから土別登和里間、朝日三栄間を路線バスとして運行しておりました。土別朝日間と土別登和里間につきましては、生活交通路線となっておりますが、土別登和里線につきましては、乗車率が低下していると、そういった状況の中で、朝日土別間の路線維持のために、この朝日登和里間を切り離すというようなことが検討される状況になっておりました。

また、特に朝日三栄間につきましては、既に廃止対策路線としての廃止代替による貸切運行が行われていた状況でございます。

また、茂志利三栄間につきましては、岩尾内ダム建設に伴う特別措置といたしまして、朝日町の所有いたします車両による有償運行を実施していたのが現状でございます。このほか、小中学校の通学生の交通対策、それから、高齢者の外出支援としての通学タクシー補助や高齢者バスの補助も行われておりました。

また、地域からはこれまでバスが運行されていない地区のバスの運行に関しましても、要望が幾度となく上がっているという状況がございましたので、そういった中、経費的にも増額とにならないような形としての総合的な対策といたしまして、コミュニティバスを運行開始したという状況になっております。

（「ハイヤーの廃止の件」の声あり）

副委員長（丹 正臣君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正広君） 土別ハイヤーの廃止に関しまして、私のほうからお答えをしたいと思います。

ちょうど土別市と朝日町が合併する時点で、朝日にありました土別ハイヤーの営業所が経営的に大変になってきたというふうな形の中で、7月の段階で正式に会社のほうから、朝日にある営業所を廃止したいというふうな申し出がございました。たまたま時期的にも朝日町と土別市が合併する段階で、そういった朝日からの撤退がなかなか好ましくないというふうなこともございまして、うちのほうで会社のほうとも随分協議をさせていただきました。

その中で、会社の営業所を存続させるための抜本的な支援策というふうなものも、話し合いをした中ではこれといったものが見当たらないというふうな中で、どうしても皆さんの迷惑をかけない中で、そのまま営業所を土別のほうに統合して、朝日地区の住民の皆さんにもハイヤーの提供をしていきたいというふうな中で、そういった周知期間を設ける中で、最終的に平成18年3月いっぱい朝日の営業所が統合になったわけですけれども、そのときの会社との話の

中では、朝日地区の利用者の皆さんにつきましては、今、委員のほうからお話がありましたような診療所に通院等々については、予約制というふうな形の中で自宅のほうに何時何分に来てくればというふうな予約を事前に言っていただければ、土別のほうからそちらのほうに出向いていて、地区内についてキロ数に関係なく、そういったハイヤーの利用をしていただくというふうな約束の中で現在に至っております。

そんなことから、地区内でキロ数に関係なく朝日地区の住民の皆さんがハイヤーを利用するときには事前に予約をしておけば予約の中で不便なく、現在ハイヤーの利用はされているというふうな状況になっております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 林課長。

企画課長（林 浩二君） 私のほうから乗り合いタクシーの関係についてお答えいたします。

一般的な乗り合いタクシー、導入された際、見込まれる効果といたしましては、定時制を有する中で、タクシーの機動力を使えるといった効果がございます。更に、予約のあった便のみを運行することによりまして、利用のない場所についてはそのまま通過していくといういわゆるピックアップタイプのデマンド運行が可能だということがいわれております。

一方、課題という面でも当然出てまいります。路線を編制する上で、利用される住民の理解と認識が得られるか。更には、完全予約制に対する住民の抵抗感を払拭できるか。更には、現在、バス事業者が運行している事業をタクシー事業者にかえることによって、そういった関係がどうなのか。最後には、例えば乗り合いタクシーを導入している自治体の多くが、受益者からの料金を徴収しているといった整理しなければならないことがございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ハイヤーが廃止になってからハイヤーが朝日で利用されたというのは大体どのくらいあるものなんでしょう。それは一般に何ぼかというのと、それから、福祉ハイヤーというのがございまして、初乗り運賃の530円の券を24枚くらい渡していますよね。これの利用状況なんかはどうなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 加藤主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） 朝日地区におけます土別ハイヤーの営業所撤退後におけます一般的なタクシーの利用状況であります。平成18年度におきましては、年間で453回の利用があるというふうに聞いております。平成19年度におきましては、3月途中までということではございますが398件の利用があるという状況になっております。

副委員長（丹 正臣君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 福祉ハイヤーの利用状況ということでございますが、平成19年度の利用実績者におきましては、土別市合わせまして90名が申請を受けております。そのうち朝日地区におきましては10名の申請で交付をされている状況でございます。

以上です。

(「交付されているのではなくて、乗っている実績は」の声あり)

福祉課主幹(都 研司君) 平成18年度の実績におきましては80万6,420円となっております。平成19年度におきましては、2月末現在で64万770円という状況でございます。

実績額ということでございますが、朝日地区におきましては、平成19年度の2月末現在でございますが、約4万5,000円程度になってございます。

以上です。

副委員長(丹 正臣君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それから、コミュニティバスの運行ということで、これは学生、生徒も乗るといふうなことで無料になっていると思うんです。一般の人というのは大体どのぐらい年間乗っているものなんでしょう。これも全部無料で乗せているわけだから、お金をとるといふわけにはいかないものなのか、こちら辺はどういうことで無料になっているんでしょう。

副委員長(丹 正臣君) 加藤主幹。

地域振興課主幹(加藤浩美君) 運行実績から申し上げますと、現在、茂志利系統茂志利路線、それから、登和里系統登和里路線、北線路線という形で、2系統3路線が運行しているわけですが、平成19年度におきます乗車見込みでまいりますと、合計で6,457名の乗車を見込んでおります。このうち学生が4,200人程度、一般の方が2,200人程度ということで、小中学生の利用が一番多くなっているのか現状でございます。

それから、無料の運行ということでございますが、このコミュニティバスを運行するに当たりまして、いろいろな角度から検討いたしまして、若干通学生による路線の変更ですとか、基本路線、拡張路線という形で臨機応変な運行体系をとれるようにということで、その辺におきまして、実際に有料で運行するためには、道路運送法上の許可が必要になっております。そういった手続の対応をとらず運行できるということと、実際に利用されるのが小中学生、それから高齢者、この事業を導入した時点では高齢者(70歳以上)に対しまして、バスの町内移動については無料と、助成をいたしておりましたので、その辺を勘案してコミュニティバスにつきましては、無料運行で実施してきているところでございます。

副委員長(丹 正臣君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) この運行経費が1,170万円ほどになってございますけれども、これの積算根拠というのはどういうふうにしてお出しになっているんでしょう。

副委員長(丹 正臣君) 加藤主幹。

地域振興課主幹(加藤浩美君) コミュニティバスの運行につきましては、業者に委託をしているところでございますが、委託内容につきましては、固定経費、月額かかります車両経費等につきましての固定経費、それから人件費、それから、走行距離に応じまして燃料費といいますが、1キロ当たりの経費という形で、この3つの単価を用いまして、年間の額が算出されてい

るところでございます。

このコミュニティバスの運行に関しましては、茂志利系統、登和里系統ということで2系統でございます。茂志利系統につきましては、市が所有しておりますワゴン車を使用しております。それから、登和里系統につきましては、委託業者のバスを使っている状況となっております。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 土別西小学校にかかわるスクールバスがございますよね。このスクールバスは市から貸与して、運行されているようなんだけど、このスクールバスにかかわる費用というのはどのぐらいのものなんでしょう。それは朝日やなんかとのコミュニティバスとの運行を考えたときに、値段というのはどういうふうになるものなんでしょう。どういう検討をされているのか、この点をお聞かせください。

副委員長（丹 正臣君） 金学校教育課主幹。

学校教育課主幹（金 章君） お答えします。

市内の小学校のスクールバスでありますけれども、土別西小学校でスクールバスが運行されているわけでありまして、学田地域と南土別の児童を対象として運行している状況であります。

そこで、積算内訳でありますけれども、学校については、夏休み、冬休み、春休み、あるいはその他の災害等のために学校が休校になる場合もございますので、年間通しての契約ということではなくて1日当たりの契約で行っております。その契約の内訳でありますけれども、人件費と車両経費、それから事務管理費ということで、おおよそ1万6,000円弱での1日当たりの単価となっております。

以上です。

（「何ぼするのか」の声あり）

学校教育課主幹（金 章君） 1年間の総体につきましては、平成20年度予算ベースで367万円を予定しております。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 朝日のコミュニティバスは1台は市の所有車を貸している、それから1台は軌道のバスの運行だということだけれども、そこら辺はどういうふうに計算されているのか。市からの貸与するバスというのはただで貸しているわけでしょう。そこら辺の計算はどうなされているのか。この土別のスクールバスの運行、日数やなんかも大分違うだろうけれども、これらとの計算では、きちんとそういうところも計算をされて委託契約を結んでおられるのか。この点はいかがなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 加藤主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） 朝日地区のコミュニティバスにつきましては、茂志利線につきましては市の車両を使っているということで、車両経費に関しましては、月額固定経費に含まれておりまして、登和里線に使用します車両がその分に含まれているということで、市の所有する車両の経費につきましては、燃料代のほうにだけ換算されているという中身となっております。

ます。

委託につきましては、市内におけます道路運送法に規定いたします一般旅客運送事業を行っている2社の見積もり合わせによって実施いたしております。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） だから、スクールバスは西小学校にかかわるやつは年間大体367万円、これは市のバスを貸与しているし、そういうものからすると、1,100万円、これはもう日数も多いわけだけれども、1日当たりの単価が大体1万6,695円とスクールバスのほうは言うんだけど、そういう計算からいくと、コミュニティバスの委託料はどのくらいになるんだろうということなんです。約3倍になっておるわけですから、この点はいかがでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 加藤主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） 朝日地区のコミュニティバスの運行につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、2系統運行しております。1日3便の運行となっております、朝、昼、夕ということで、西小に向かっておりますスクールバスにつきましては、朝と夕方というような2便という形態の違いもございます。そういった中で、若干条件等が違いますので、その辺の経費の違いが金額の差となっているのかなというふうに考えております。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それから、ハイヤーの利用の関係でいいますと、平成18年度が453回、平成19年度が今までで398回、こういうことなただけだけれども、そういうのから見ると、やはり市内での利用はある、このほかに福祉ハイヤーも利用しているわけですよね。そういうところから見ますと、高齢化がこれからまだまだ進んでいくわけですよね。診療所に通うのにやはりハイヤーが要るとか、買い物に出るのにハイヤーが要るとかそういう声があるんだけど、こういうものも今後検討の課題に入れるべきではないかと思うんだけど、いかがでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 城守支所長。

朝日総合支所長（城守正広君） お答えをいたします。

地域の公共交通機関の足という観点からいきますと、タクシーの利用というんでしょうか、これは本当に便利で、地域の住民にとってはありがたい交通機関だというふうなことを思いますけれども、ただ、現状の朝日町で行っておりますコミュニティバスとこれらの兼ね合いの部分でいきますと、どちらかの対策にしていこうというふうな部分は、今後の検討課題になってくるかというふうに思っております。

先ほども加藤主幹のほうから申し上げましたように、現在のコミュニティバスの関係で、乗車率の関係からどうしても今の段階ではワゴン車なり、中型バスを使っていかなければならないというふうな状況がございますので、これらの関係で、市所有のワゴン車も1台貸し付けているというふうな状況がございますので、こういった人数の低下、それから、乗車率が低下していく中、それから、今申し上げましたワゴン車の耐用年数等々がきたときに、もう一回改めてそういった乗り合いハイヤーの活用も含めた中での検討をしていく必要があるかなというふう



に考えております。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、ことしの予算では地域公共交通の活性化協議会、これが立ち上げられて、副市長の瀧上さんがこれの会長になったということでございますけれども、今後今年1年の会議の開催予定とそれらの議題をどうしていくのか。それから、これらの結論をいつまでに得るように運営されていくのか。この点お聞かせいただきたいと思うんです。

副委員長（丹 正臣君） 林課長。

企画課長（林 浩二君） 私のほうから、新たに設けられました土別市地域公共交通活性化協議会の関係についてお答えいたします。

この協議会につきましては、実は2月28日に、新たな法人の協議会として設けたものでありまして、市町村が設けたものではないということをお理解していただければと思っております。この協議会につきましては、平成19年10月に施行されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、新たに事業が創設された地域公共交通活性化再生総合事業を利用いたしまして設けた組織でございます。

目的といたしまして、バスの利用者が減少する中で、利用者及び事業者で構成するこの協議会で、さまざまな意見を伺いながら、本市に見合った総合交通連携計画を策定しようとするもので、この協議会の中には、行政はもちろんでございます、学校関係者、商業関係者、国の機関、更には住民代表、バス事業者、タクシー事業者等で構成いたしまして、19名で構成したところでございます。

今後、大学の先生等学識経験者を追加する形で、この協議会、1年かけて協議を進めたいと思っております。

そこで、具体的にこの事業の中で何をしようとしているのかといったことでございます。この事業の中では、とりあえず土別市におけます地域公共の実態の調査、更には住民等に対するアンケート、それで、この中で一応そういったものを土別市の現状を踏まえてどういった形が望ましいのかということをお導かなければならないわけですが、これに関しましては、外部のコンサルのほうに委託をいたしまして、一定程度助言をいただこうと思っております。

そこで、例えば効率的な運行をするに当たって、当然路線の見直しなり、ダイヤの検討、こういうのもやらなければなりませんし、例えば実証実験として市内バスの部分で何らかの制度を用いて実証実験ができないのかといったこともあります。更には、事業者でありますバス事業者が、例えばノンステップバスを導入するに当たってどういった課題、事業費はもちろんでありますけれども、導入に向けてこの協議会の中でどういった手当、補助を受けるに当たってどういったことが可能かどうか、あとは、先ほど齊藤委員からお話のあった乗り合いタクシーの部分についても、比較検討といったことはやっていかなければならないと思っております。

それで、スケジュール的には、実質この4月から動き出しまして、おおむね来年2月ぐらいまでには一定の方向性を出していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） ただいま斉藤委員の総括質問が続いておりますけれども、昼食を含めて午後1時30分まで休憩をいたします。

（午前11時57分休憩）

（午後1時30分再開）

副委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 公共交通の活性化協議会について1つだけお伺いしておきたいと思うんです。

これは協議会をつくって、そして、いろいろなコンサルにも出したり、あるいはどうあるべきかということを真剣に討議もされるんだけど、これの予算案、1,000万円ほど国から直接協議会に入る市は通らない予算だといわれているんだけど、そのお金の使い道、何でもかんでもコンサルに丸投げするのではなくて、本当にその協議会が汗を流して土別のためになる計画をつくり上げるべきだと思うんだけど、この点は責任者である副市長からも答弁を願っておきたいと思うんです。

副委員長（丹 正臣君） 瀧上副市長。

副市長（瀧上敬司君） この地域交通につきましては、今、斉藤委員のほうからもいろいろ御提言がありましたとおり、大変大きな問題を抱えているというふうに認識しているところでもございます。

そこで、今回立ち上げました協議会の1,000万円の関係でございますけれども、事務費として、これは委員さんの報酬等で一応50万円、それから、バス運行関係の実証費といたしまして約450万円、それから、地域の人方の声を聞くというような意味でアンケート調査等々、委託経費も含めまして500万円を予定し、1,000万円でこの事業を行うということでございます。

いずれにいたしましても、この問題は大変重要な問題でございますので、慎重かつ委員の意見を聞きながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 次に、農産物加工体験交流工房について質問したいと思うんです。

待望のこの工房が今年度の予算に計上されました。7,500万円に及ぶ予算でもございます。地域の期待も担っているこの工房、そこで、端的にお伺いをしていきたいと思うんだけど、声としては、やはりせっかくそれだけのものをつくるんだから、機械設備の中に瞬間乾燥機、こういうものも入れて、そして、これからの時代、特に農産物の瞬間加工なんかは、将来的にも生きていくものだ。そういうものは本当に新鮮なうちに瞬間乾燥するわけだから、それを

戻して同じような味で食べられるようになると。そうすると、これは冬場、農産物がとれないときにでもそういう乾燥機を使って生かしておけば、継続してそういうものが市場にも出していけるのではないかと、こういう声もあるんだけど、これらについてはどんな検討をなされたんでしょう。

この備品購入費の中にはこれらが入っておらないようでありませうけれども、これらについてどう議論もされ、そして、どういうあれで購入費に入れなかったのか。この点をまずお聞かせください。

副委員長（丹 正臣君） 秋山農林振興課主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） 備品の選定につきましては、体験交流工房推進協議会の方々が、これまで協議をしながら選定に当たってきたところでございます。協議会の方々も一定の予算の枠の中の選定ということで、例えば当初予定していた備品のグレードを調整したり、あるいはまた瓶詰めや真空包装、こういったものの殺菌の設備なんかにつきましては、一度に数多くできるという便利なものなんですけれども、こういった価格が1,000万円以上するということで、これはほかのもので対応して、代用できるものは代用したいということで協議をいたしてきたところでございます。

そこで、今お話がございました農産物を一たん急速冷凍しまして、その水分を抜いて乾燥させる、いわゆるフリーズドライということでございますけれども、この話も協議会の中で話が行われた経緯がございます。このフリーズドライにつきましては、鮮度もほとんど落ちないということなどから、さらには夏場の農産物をフリーズドライをしまして、保存して冬場に食べるということは地産地消につながるんじゃないかという協議会のお話もございました。

ただ、乾燥する時間が24時間ぐらいかかるということになりますと、非常に難しい問題もありまして、また、価格も最低1,000万円もするということなどがありましたことから、このフリーズドライの導入については見合わせた経緯がございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 例えば、将来的にそういうものも視野に入れていくべきではないかと思うんですけども、1,000万円クラスの乾燥機を設備した場合、どういう農産物の状況になるのか。1,000万円というと最低でもそのぐらいするということだから、非常に高いものだなと思うんですけども、将来もうそれを視野に入れておくべきではないかと思うんですけども、その点再度答弁をお願いします。

副委員長（丹 正臣君） 相山経済部次長。

経済部次長（相山佳則君） 実は、このフリーズドライ乾燥機につきましては、この体験交流工房以前にも、本市で規格外の農産物を乾燥して、一年じゅう食せると、あるいはそういったものを地域外に出して、農家所得の収益性につなげるということで検討したことがございました。ただ、その時期につきましては、まだ業務用となりますと数千万円から億の単位になるという

こともございましたし、一つは、例えばカップめんなどにおきまして、乾燥ネギですとか、そういった具材で乾燥野菜が使われておりますけれども、そういった相手先を探そうとしたときに、そういった工場などにつきましては、自前でそういったラインを備えているというふうなことで、なかなか販路が見つからないということなどがあって断念した経過もございます。

ただ、今日、食の安全性ということで、輸入野菜の安全の問題とかありますので、そういった中では、やはりその地域でちゃんと生産者の顔のわかる農産物を一年じゅう食するというものにつきまして、そういったものを用いてやるということも今後検討していかなければならないというふうに考えております。

ただ、今回の体験交流工房が果たしてそういった、今目指しておりますのは市民との交流を持って地産地消、あるいは食育を目指すということでありますので、今現在、体験交流工房に備えつけるということがいいのか、あるいはもっと農業生産全体の中で考えていけばいいのかということの中で検討しなければならないというふうに考えております。

今、主幹からお話しいたしました最低1,000万円の機械ということになりますと、大体8キロぐらいの水分を飛ばすということで、カボチャでいくとカットして5玉、長ネギ1本が100グラムぐらいですので、8キロといいますと、80本ぐらいのものを1日かかって乾かすということなんで、そういった能力からいって、広く製品化までつなげるようなことができるかということも含めまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、市場のところに場所を持っていったわけですね。そうすると、これから行って、高齢者の方々もまだまだふえてくるといわれている中で、気軽に行けるといいう点では、少し距離が遠いのではないかと、こういうようなことをいわれているんだけど、これらはどういうことであそこの場所になったんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 相山経済部次長。

経済部次長（相山佳則君） あの場所でございますけれども、当初、旧共済組合のところということで検討しておりました。ただ、建物が古いということも一つございましたし、それともう一つ、体験交流を地産地消、そして、食育を中心とし市民と体験交流をするということが一つ大きな目的でございましたけれども、将来的には加工品を販売できる可能性も考えていくということになりますと、当初考えていた共済組合の場所では、都市計画法上、そういった工場はできないということもございまして、将来に道を開くということで新たな場所を選定したわけでございますけれども、冬期間の除雪、あるいはそういった施設を建てるということになりますと、上下水道が通っているところといったことと、ある程度の敷地が要るということなどを含めまして、今の旭一のある中央卸売市場のところに持っていったと。

それと、もう一つは、旭一のほうでも大きな冷凍庫ですとか持っていますし、農産加工でつくったものを一時ストックしていただくということで協力もいただけるというような話もござ

いますので、そういったこと等を含めて総合的に判断して、今の場所ということになったわけ  
でございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 運営面で技術指導なんかには朝日の技術者が応援するということになって  
おりますけれども、今、朝日でこれまでつくってきたもの、それはどういうもので、それから、  
土別でつくるものとはまた別なんだとこう言っているけれども、朝日と土別との分担、こうい  
うものはどういうふうにお考えになっているんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 秋山主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） 朝日と土別の加工の違いということでございますけれども、例  
えば土別につきましては、乳製品と肉製品を主体とした加工でございます、乳製品につきま  
しては、例えばチーズでありますとか、あるいはアイスクリーム、バター、肉製品につきまし  
ては、ソーセージでありますとか、ハム、そういったものの加工をするということでございま  
す。

朝日につきましては、農産物が主体でございます、例えばみそでありますとか、豆腐、パ  
ン、ジュース類、こういったものが主な加工品でございます。

以上でございます。

（「朝日から来る技術指導者さんは」の声あり）

農林振興課主幹（秋山照雄君） 朝日からの技術の応援とその体制でございますけれども、この  
工房につきましては、8月に着工しまして、12月に完成の予定ということでございます。そこ  
で、1月から3月まで3カ月間につきましては、協議会の方々が研修期間ということで設けて  
ございまして、朝日のほうから指導に来るということでございます。この間に朝日の加工所か  
ら指導してもらうわけでございますけれども、例えば機械の使い方ありますとか、ボイラー  
の点検、機械の清掃、あと市民加工の技術の実習ということで、こういった技術指導をしま  
らう予定になっております。

具体的には、1月～3月の研修期間につきましては、週3回程度の研修ということで、火曜  
日、水曜日、金曜日の午前中ということで予定してございます。4月以降につきましては、期  
間は定めてございませんけれども、週2回程度技術指導をもらうという経過になっており  
ます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 朝日で加工しているものはジュースだとか、そういうものが主なんだと。

そうすると、朝日で指導しているこの方というのは、乳製品でありますとか、土別でつくる肉  
製品、こういうふうなものにも精通しているというふうにご考えていいんでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 相山経済部次長。

経済部次長（相山佳則君） 肉製品、乳製品の具体的なそういった加工の部分につきましては、これからのいろいろ今御相談させていただいておりますが、普及センターのほうで技術を備えた方がおりますので、そういった方ですとか、既に体験交流工房の建設推進協議会の方々もいろいろなところで研修されておりますので、そういったことで習得した技術をもって加工すると。今、朝日のほうから応援を得るといのは、実質的に加工機械については基本的なメンテナンスですとか、駆動の仕方ですとかというのが基本的に同じでございますので、そういった機械の動かし方、あるいはメンテナンス、そういったことについて基本的には指導を受けるといことでございます。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 特に乳製品でありますとか、肉製品でありますとかというのも、衛生面では本当に気をつかう。そして、もし公の施設で食中毒なんか出たなんてことは大変なことになると思うんです。だから、そういう意味では、私はやはり結局協議会に任せてしまうのではなくて、一貫した管理をしていくそういう人がやはり必要ではないかという気がするんです。そういう点では本当に清潔に保っておかなければならないそういう工房でございますから、何かどうもきょうは安川部長、あしたは吉田部長、あさっては佐々木部長みたいな回り番でやるようなことでいいのかという気がするんだけど、この点はいかがなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 秋山主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） 衛生面につきましては、工房の方々もやはりいろいろな協議をしてきたわけですが、例えば工房に入ったときに、体のほこりを取るところから始まりまして、例えば部屋ごとに長靴をかえたりしますとか、常に手洗いの励行、あるいはキャップの使用ということを徹底するということも今話し合っております。

それで、施設の清掃法なんかにつきましても、一連のマニュアルを作成しまして、そういったことの点検をしっかりやっていきたいということで、お母さん方が今話してつくっているところでございます。

ただ、この衛生面に気をつけなければならないのは、機械の清掃点検がなされていなければ、いろいろ衛生面だとか、あるいは機械の故障となるものですから、こういった機械一つ一つに使用後の清掃マニュアルを作成をいたしまして、チェックシートをつくりまして、これに基づいて点検するという体制をとろうというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、運営費なんだけれども、これはどの程度の運営費をかける予算なのか、それから、利用する人たちに対する使用料、朝日は今幾らになっているのかということと、大体この工房はどの程度の使用料をとってやるのか。この運営経費や使用料、これらについてどうお考えなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 秋山主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） 運営費でございますけれども、現在のところ1人1日1,000円ということで見込んでございます。それから、利用人数でございますけれども、1,000人程度ということで、収入的には100万円程度を見込んでおります。

それと、支出でございますけれども、光熱費でありますとか、消耗品、灯油代、ボイラーということで260万円～300万円程度というふうに見込んでいますけれども、ただいま申し上げました使用料につきましては、今のところ1,000円ということで協議会の中でも話し合いをしているわけですが、ただ、原油の高騰ですとか、その他関連製品が値上がりをしているということがありまして、今後はそのランニングコストも勘案しながら、この1,000円についてはまだ今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 相山経済部次長。

経済部次長（相山佳則君） 先ほど衛生面の御質問がございましたけれども、人が入れかわってちゃんとした衛生管理ができるのかということでございますけれども、この施設は年内に立ち上げるという予定をしております、実際の本格稼働は平成21年度になってからというふうに考えてございますけれども、1、2、3月の間にしっかりそういった面を含めて、こういったローテーションを組んだときに衛生管理がしっかりできるかというようなことも、ちゃんと実際にやっていくということを考えてございますし、そういった中で、農産加工株式会社のほう、これはもう食品をつくっているわけで、そういったことが徹底しているわけでございますので、そういったところから専門的な目でこういったところに問題があるのかというようなところも指導を受けながら、しっかりそういった面をつないでいけるようにしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それから、運営する主体です。体験交流工房建設推進協議会、これが運営協議会母体となって運営協議会をつくるんだと言っているんだけど、お聞きをしますと、初めの熱意よりも何か少しさめている部分もあったりして、そんなのだったらちょっとやはり入れないとか、名前だけならいいけれども、そこに参加するのは無理だとか、いろいろなそういう声も聞こえてきたりするんだけど、だから、私は専門的な人をやはり入れるべきではないかということを申し上げただけけれども、この運営協議会には今何人ぐらいいて、そして、本当に何人ぐらいの指導者をつくるようにしようとしているのか。

だって、将来的にはそうかもしれないけれども、専門の会社が請け負うわけではないんですよね。だから、そういう協議会に参加している人たち、職を持っている人もいるだろうし、専門にそこに毎日行ける人は数少ないのではないかと思うんですよね。そういう人を相手に本当に運営が軌道に乗せていけるのかどうか。この点、協議会のこれまでの歩みと、そういうちょっと引くというふうな部分が出てきていないのかどうか。例えば「元気母さん夕の市」なんか

もこれからは抜けたなんていうことも聞くわけだけれども、この点はいかがなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 秋山主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） 協議会の中では、いろいろな御意見もございまして、私たちがやっつけられるかどうか、いろいろな話がこれまで出ております。それで、最終的にはお母さん方一体となって、私たちが担っていくんだという考えのもとに今までも進めてきておりますし、確かに建物が建つということになれば、いろいろな心配も出てくるというふうに思いますけれども、その中では一体となってやるという意思には変わりはないというふうに考えております。

以上です。

（「協議会にはどのぐらいいるんですか」の声あり）

副委員長（丹 正臣君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） 今現在12名の方がいらっしゃいます。それで、今、秋山主幹のほうからお話ししましたけれども、運営がやはりしっかり軌道に乗るまでは、建ててすべてをお願いするという部分ではなくて、やはり行政も一つ一つの不安を解消できるように、これは側面的にいろいろな形で指導も入り、一体となってスクラムを組んでやっていく必要があるというふうに考えておりますので、協議会の方と十分連絡を取りながら、初期の目的が達成できるように今後とも進めてまいりたいというふうに考えてございます。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 次に、特定健康診査、特定保健指導について若干お伺いしたいと思うんです。

初めに、今度の国の予算の上でも、医療保険者に40歳以上の被保険者、被扶養者を対象とする糖尿病などに着目した健康診査及び保健指導が義務づけられることになったわけでありまして、特定健診では被扶養者や特定扶養者、特定保健指導では本人や被扶養者が対象になるといわれて、40歳から74歳までといわれているんだけれども、きのうの小池委員もおっしゃっていましたが、厚生大臣が75歳以上はしないのかという国会での参議院の予算委員会での質問に答えて、「いえ、75歳以上もやるんです」と、こういうふうに言われたんだけれども、これは市長も広域連合の議員として、「最高の大臣がおっしゃるんだから間違いはないと思います」という答弁もしていらしたけれども、こういうことについては、まだほとんど皆さん方の中にはおりにきていないのかどうか。法律の上では75歳以上は義務にはなっていないといわれておりますけれども、その辺はどういうふうに書いてあるんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

75歳以上の後期高齢者の方々につきましては、私どものほうには、現在まで、広域連合の保険者としては努力義務というふうな形で通知がおりてきてございます。そこで、きのうも御答弁いたしましたけれども、広域連合のほうでは、今後検査実施要綱というものを定める予定で



ございます。この案が、現在私どものほうに来ておりまして、きのう御答弁しましたように、幾つかの対象者については健康診査は除外いたしますよという部分が現時点での流れでございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、検査の大まかな内容、これについてお伺いしたいと思うんです。

副委員長（丹 正臣君） 菅井市民課主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） 特定健診の検査の大まかな内容を申し上げますと、健診の中身につきましては、まず、診察がございまして、その中には身体計測、あるいは診察、それから血圧測定並びに血液検査がございまして、さらに肝機能検査、腎機能検査、それから尿検査が実施されるところであります。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 健診の範囲の問題なんだけれども、これは40歳～74歳といわれているんだけれども、国保については皆さん方のところでやるんだけれども、そのほかの共済組合でありますとか、国保以外の保険者、これらについてはどういうふうにしてやるのか。それぞれの保険者の人数、40歳～74歳までのこれらの範囲と人数について、わかっているならば教えていただきたいと思えます。

副委員長（丹 正臣君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） 健診の範囲と人数についてでございますけれども、特定健診は40歳～74歳の被保険者を対象に実施されるところでありまして、土別市全体の人数で申し上げますと、対象人数は約1万1,500人が対象となっております。そこで、それぞれの医療保険者が特定健診を実施するところでございますけれども、社会保険などの被用者保険の人数につきましては、現時点では把握できてございません。そこで、土別市国保の人数で申し上げますと、平成20年度においては約5,700の方が対象になるところであります。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そういたしますと、国保が5,700人と、全体で1万1,500人と言っているわけだから、それを差し引くと約5,800人、これが国保外だと思うんですね。この国保の加入者はどこで健診をどういうふうにして受けるのかということと、それから、国保以外の人たちはどういうふうにしてどこで健診を受けるのか。それから、指導はどういうふうにして、国保の場合はここで皆さん方やると思うんだけれども、それから、国保以外の方は指導はやはりこの土別市の保健師さんが保健指導に当たっていくんでしょうか。この点はいかがですか。

副委員長（丹 正臣君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） 初めに、健診の場所についてでございますけれども、そのうちの国

保の被保険者に係ります健診の場所について御説明させていただきます。

朝日、上士別、多寄、温根別、下士別、武徳、中士別の地区の方につきましては、旭川市医師会健康管理診療所が朝日サンライズホール、また、各出張所などにおいて実施する予定であります。また、今申し上げました地区以外の方につきましては、市立病院が成人病健診センターにおいて実施する予定となっております。

また、社会保険などの国保以外の医療保険の加入の方につきましては、まず、被保険者本人につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、まず、特定健診の検査項目を含むところの事業主健診を受けることとなりますので、その受診場所につきましては、それぞれの事業所が決定することとなっております。そこで、社会保険などの被扶養者の方につきましては、同じように40歳～74歳の方は特定健診を受けるようになりますので、この方につきましては、市立病院が成人病健診センターで、あるいは旭川医師会においても実施するという方向で検討していると、このように聞いているところであります。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これはいつまでに健診を終わらせるといいますか、年度別の目標を持って当たっていかれると思うんです。年度別の受診者数をどういうふうに置くのかということ、これは国保は国保だし、共済だとかその他の保険も目標を持って進むと思うんだけど、どういう目標を置かれるのかということと、あるいはまた、健診料はさっき答弁なさっていたようにけれども、健診料もこの際、市立病院だったら幾らなのか、また、ほかの医療機関だったら幾らなのかということがあるのかどうか。この点はいかがなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） ただいま目標値についてお尋ねがございました。

特定健診と特定保健指導の目標値でありますけれども、まず、平成24年度について申し上げますと、特定健診の実施率につきましては、単一の健康保険及び共済組合におきましては80%、政府管掌健康保険及び国保組合においては70%、そして、市町村国保においては65%となっております。また、特定保健指導の実施率につきましては、すべての保険において45%となっております。更に、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率につきましては、平成20年度を基準として、すべての保険において10%となっているところです。

更に、平成27年度の目標値について申し上げますと、すべての保険者が同じ目標値となっております。特定健診の実施率につきましては80%、特定保健指導の実施率は60%、そして、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率につきましては、平成20年度を基準として25%となっております。

更に、年度別の受診者数について御説明させていただきます。

社会保険などの国保以外の医療保険については、人数は把握しておりませんので、士別市国保分について申し上げさせていただきます。

まず、平成18年度において実施されました基本健康診査、これにつきましては、特定健診、特

定保健指導の階層に当てはめて算定いたしますと、健診は24%で1,392人、保健指導は47%で165人の実績となっております。また、平成20年度におきましては、健診は32%で1,862人、保健指導は41%で191人を目標として取り組んでまいります。更に、平成24年度でありますけれども、健診は65%で3,739人、保健指導は45%で420人、更にメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率は10%と設定する予定でございます。

更に、健診料についてのお尋ねであります。社会保険などの国保以外の医療保険者については、把握しておりませんので、土別市国保分についてお答えさせていただきます。

土別市国保の健診委託料につきましては、市立病院においては1人当たり6,300円、旭川市医師会につきましては5,880円を予定しておりまして、いずれも個人負担はいただかない予定でございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） その特定健診の保健師の指導、これはどういうふうにしてやるのでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 岡保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

保健師の特定保健指導につきましては、メタボリックシンドロームいわゆる腹囲測定がまずありまして、これが男性の場合は85センチ、女性の場合は90センチ以上の方が該当されまして、このほかに血圧ですとか、血糖値、更には脂質異常（コレステロール値）、これらの要因が腹囲とあわせて要因が1つある方が予備軍となります。これがさらに2つ以上ありますと、メタボリックシンドロームと診断されるわけですが、それらの要因にあわせまして階層化して、情報提供、更には動機づけ支援、更には積極的支援と3つに分けて保健指導することになります。

この積極的支援の場合になりますと、対象者の方に面談をしまして、生活習慣等を聞き取りして、食事ですとか、運動ですとか、それぞれの方に目標値を定めまして、6カ月間にわたり個別に中間でも面会しながら保健指導をし、更に6カ月後には、その結果を評価するような形で保健指導をしていくことになっております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 一番先にも申し上げましたけれども、75歳以上もやるというふうになりますと、この目標値よりももっと余分に健診しなかったらならないというふうになってくると思うんです。そうしますと、保健師の指導なんかも、相当やはりきつくなってくるのではないかなと思うんです。というのは、昼間はなかなか仕事をしていてできない。だから、土曜とか、日曜とか、あるいは夜間だとか、そういうようなことも保健の指導に入ってくるのではないかなと思うんだけど、これまでの保健師の仕事、これは何かをカットして今度のこういうものに

取り組んでいくのか。非常にきつい仕事になってくるのではないかと感じるんだけれども、そこら辺についてはどういうふうにお考えになっているんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 岡センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） 保健師の保健指導の対応でございますけれども、国保の特定保健指導が始まることに合わせまして、今おっしゃられましたように、積極的私見とか、いろいろな部分での保健指導の内容も変わってまいりますので、平成20年度には保健師1名を増員して、特定保健指導の実施に向けては対応して整備を図ることにしております。

また、保健指導につきましても、これまでもそうだったんですけれども、どうしても日中働いている方で夜でなかったら指導を受けられないというふうな場合もございます、そういう場合については、時間外の対応をしていますし、更に、自治会などから健康相談とか、健康教育の依頼があるわけですが、これらについても、平日では難しいので日曜日にお願いしますとかということもありますので、そういった部分ではできる限り市民の方の都合に合わせた形で対応するように、今後も努めてまいりたいと思います。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、国保以外の方、何かよくわからないとおっしゃるんだけれども、どういう連絡が来るのかということなんだけれども、これは全部市に、斉藤昇なら斉藤昇、国保に入っていないけれども、共済だとしたら、受けた結果というのは市に来て、それから保健指導に行くのか、そこのところをちょっと聞き逃したんだけれども、どうなんでしょう。どこか共済から来て保健指導するわけではないんでしょう。この点はいかがなんでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 岡センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

今、お話しになりました特定保健指導の連絡がまずどうなるかということでございますけれども、これにつきましては、厚生労働省が特定健康診査、特定保健指導の円滑な実施に向けた手引きというのを示しております、この中で、医療保険者が特定健診の対象者に対して受診案内と受診機関で受診をするための受診券を配付することになっております。更に、健診を受診された方のうち、特定保健指導の対象者の方については、保健指導の利用案内と保健指導機関で指導を受けるための利用券を配付することになっています。したがって、各医療保険者の連絡時期や実施方法については、詳細は不明ですが、加入している医療保険者からそれぞれの対象者に郵送や手渡しにより通知されることになると思います。

あと、実際にその他の医療保険者がしている保健指導をどうするかということでございますけれども、今現在、北海道の医療保険者協議会というところと北海道健康保険組合連合会が代表になりまして、各市町村の国保の委託先、一般的には市町村ですが、そこに対して被保険者の被扶養者、要するに家族の方の健診、事業主の健診を受けられない方の健診について受託できないかというふうな案内は来ていますけれども、現実の問題としてどこの市町村にお

いても、まず国保の対象者が増大することがありますので、まずは国保ということで、実際に1月の申し込みの結果を見てみますと、ほかの保険者の保健指導を受諾すると答えている町村は道内180のうち9町村になっております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それで、この健診結果の個人のデータ、これというのはどういうふうにして、全部そうしたらさっき言ったようにカードで個人のところに送られてきたやつは個人が持っているということになるのでしょうか。保管だとか、そして、活用方法をどういうふうにするのか。データの管理、これは個人がしっかりと管理をして、何かあったときにはそれを持ってお医者さんに行くとか、そういうふうなことになるのでしょうか。そこら辺はいかがでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 岡センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

市民の個人データの管理、また、その後の管理活用の関係でございますけれども、現在保健事業で実施している基本健康診査等の健診結果につきましては、健診受診後に医療機関での受診や保健指導が必要な方につきましては、面接や訪問によって健診結果を本人にお返ししております。また、異常のない方につきましては、郵送により受診者に送付しております。こうした受診者の検診データにつきましては、健康管理台帳として市が保管管理し、保健指導に活用してきましたけれども、保健事業による健康診査は平成19年度で終了となりました。

そこで、新たな特定健診、特定保健指導のデータ管理につきましては、全国統一の電子データとして管理されることになっておりまして、電子データ及び保健指導データを各医療保険者が管理し、健診、保健指導に活用していくことになっております。また、この健診及び保健指導のデータの管理につきましても、5年間の保管年限が各医療保険者に義務づけられております。したがって、保健指導につきましては、今後医療保険者が実施することになりますし、すべての医療保険者から健診データを市が入手して管理することにつきましては、個人情報の保護の問題もありますので、難しい状況にあります。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） どうもわからないんですけども、保健指導については、保険者がやるというんですよね。そうしたら、ここに本部があるわけではないですよね、市町村共済組合、市町村共済なんかも。だから、そのところはどういうふうにして、そして、保険者がデータを管理しておくというわけでしょう。そうすると、何もわからない。国保の人たちはわかるけれども、あとの人たちはどういうふうにスムーズに指導だとかそういうものを受けられる体制にあるのかというのは本当に見えないんですけども、この点は再度お聞きしておきたいと思うんです。

副委員長（丹 正臣君） 岡センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

他の医療保険者の情報というのは、私どもも社会保険協議会とか、いろいろ聞いているわけですが、それぞれ健診機関によっては保健指導をできる体制の健診機関も道内には数多くありますし、さらに保険者協議会の中では、道内に180名の潜在の保健師を今確保して、その保健指導に当たる考え方だというふうにお話を聞いております。

保健指導につきましては、この高齢者の確保に関する法律の中で、健診と保健指導については医療保険者が責任を持ってやるというふうに義務づけられております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 国保では一生懸命皆さんが大体わかっている。だけれども、これはその点は、いろいろな船員保険だとか、そんなのに入っている人はいないかもしれないけれども、いろいろな保険がある。そういうところに皆さんが照会したら、社会保険なら社会保険の関係で照会すればどういうふうにしてやるかというのは、もうすぐ4月ですから、新年度、わかるんではないかという気がするんだけど、そういう照会はしていただけなかったんだ。

副委員長（丹 正臣君） 岡センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えします。

この制度のときに、まずは保健師がいるのが一番多いのが市町村ということで、それぞれ国保がどこで健診をやってどこで保健指導をやるかという情報を集めて、北海道の保険者協議会のほうに報告して、その中で各医療保険者が検討されているということになっております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今、いろいろ議論されておりますけれども、市町村が責任を持つのは基本的には国保の市民と、それと、我々は市町村共済とか、社会保険については、それぞれの市町村の共済なり、社会保険が責任を持って健診とそれに基づく指導を行うというのが建前になっています。

現状からいきますと、これも何度もいろいろこの問題について御質問が出て、お答えをいたしてきた経緯もあるわけでありましてけれども、本市の今の保健師の体制自体からいくと、国保の市民の健診指導をするので手いっぱい。ですから、それぞれ共済なり社会保険については、この後、市町村にやってもらいたいというような形になるとすれば、改めてその体制等々ができるのかどうか、そして、それに伴う経費というのは、どうやってそれぞれの保険者が負担をしていただけるのか、そういうものがはっきりしないと、なかなか今、全体像がつかめないと。

それで、社会保険にしても、共済にしても、共済というのは我々40歳以上はドックに市町村の職員は60歳まではやりますけれども、それから74歳までは今度は国保という形になりますから、その辺からいくと、なかなかいざスタートするけれども、国保の市民に対する問題につい

ては市町村が責任を持って今体制を組んでやっていますけれども、それらについては実態がまだ、それぞれの社会保険なり、共済のほうなりからどういう方法でやっていくのかということが判明していないというのが今の実態でございます。これから4月から始まるというわけですが、なかなかそこまで体制がっていない。

それで、先ほど岡所長のほうから申しましたように、その他の保険者のほうでは全道で180名の保健師を確保したと。その中でそれらについてやっていこうということを考えているようですが、現実の問題としては将来的にはやはり市町村にそういうものをお願いするという形になってくるのではないかと。それに伴って、今後市町村としてはその体制を、保健師の確保の問題から含めてどういう形でやっていけるのかということが、これから大きな課題になるだろうというように考えております。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 例えば、今は社会保険なり入っている。これは例えば65歳なら65歳でもいいですが、データの保存は5年と言っていましたよね。それで、65歳の人、60歳でもいいんだけれども、今度定年になって、そのデータが前の職場には5年しか保存しないんだから、これはもうなくなってしまうのかなと。今度は国保に入るわけだね。そうすると、そのデータは国保に入ったら国保のほうに引き継がれて、そして、個人の健康管理に使っていいのか。ここら辺はどうなるんでしょうね。

副委員長（丹 正臣君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） データの移行の関係でございますけれども、退職などによりまして、健康保険が変わった場合でありますけれども、対象となる方の同意を得た上で、移動元の医療保険者から移動先の医療保険者に健診、あるいは指導のデータを送付することができるようになっておりますので、その辺は連携を密に取りまして、データを入手しまして、今後の保健指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それから、国保なんか市民の皆さんへの周知なんか徐々にやっておりますよね。今も議論があったように、国保以外の人たちというのは、まだわかっていないというところは非常に多いですね。それで、市民の皆さんに対する周知の徹底でありますとか、それから、目標値に近づかなかつたらペナルティがあるということでございますよね。これはそういう点では、どんなペナルティになるのかということ。それから、市民の皆さんへの周知の徹底を図って、この保健指導でありますとか、健診がスムーズにいくように大変な御苦労もいただくと思うんだけど、この点はどのようにしていこうとしていらっしゃるのでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） 初めに、市民への周知についてでございますけれども、それぞれの

医療保険者から周知することになっておりまして、国保以外については、正直余りわからないところなんですけれども、社会保険等につきましては、まさしく、これから周知がされるだろうというふうに考えております。更に、3月15日の新聞、朝刊でありますけれども、全国紙、あるいは地方紙、道北日報さんにおかれましては、タブロイド版の特定健診に係る広報の文書も、そういう意味では全国配布されたというところでありまして、

そこで、国保におけます周知についてお話しさせていただきますと、広報しべつへの掲載、あるいは医療費通知におけるパンフレットの送付、あるいは地域で行われております健康講座や食生活改善推進員の学習会などで説明会を実施いたしたところでありまして、今後につきましても、周知の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ペナルティの関係でございます。

これは、平成25年度からそれぞれの医療保険者が納付する後期高齢者支援金について、10%の範囲内で加算、あるいは減算して納付するというものでございまして、その判定につきましては、国が特定健康診査等基本指針の中で示しております実施及びその成果に係る目標値という指標がございまして、この指標に基づいて加算、あるいは減算されるものです。

具体的に申し上げますと、現時点で明らかになっている部分なんですけれども、平成24年度におけるそれぞれの医療保険者の実績をもとに判定されるものでありまして、市町村国保の指標を申し上げますと、まず、1点目としましては、特定健診の実施率が65%、2点目としては、特定保健指導の実施率が45%、そして、3点目といたしましては、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率が10%、この3つが指標となっております、これをクリアできない場合にペナルティが課せられるところで、実際に適用されるのは平成25年度からなんですけれども、仮に土別市国保がその該当になるといたしますと、平成20年度の予算の金額で置きかえてみますと、後期高齢者支援金が2億9,137万9,000円を計上いたしておりますので、その影響額としてはプラスマイナス10%ですので、最大限2,900万円程度の加算減算となりまして、国保会計への影響は大きなものがあるところで、

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 相当全体としては大きな事業になっていくし、やはり市立病院なんかもこれが入ることによって、一定の忙しさなんかもあるかと思うんだけど、ぜひ市民に対する周知でありますとか、保健指導なんかについてもぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、福祉の人材確保についてお伺いしたいと思うんです。

福祉、あるいは介護の現場で働く人たちというのは、厳しい労働条件でありますとか、賃金の安さなどのために、働きがいを感じながらも離職せざるを得ない状態が続いております。こうした事態の改善を求める運動などの成果によって、昨年、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な人材確保指針、これが14年ぶりに改定されました。新しく改定された指針では、給与は他の分野、地域の水準等も踏まえ、適切な水準を確保すること、



給与体系については、国家公務員の福祉職俸給表等も参考にすること、そして、週40時間制の導入などが明記されたのでございます。この指針を実効あるものにするためにも、国の責任で賃金アップを図るなど、そういう措置が求められていると思うのでございます。今年度もこれらの事業に対して9億6,000万円のお金が国では計上されているところでもございます。

そこで、土別市もいろいろお聞きしますと、ホームヘルパーの出入りも非常に多いということもお聞きしているところでもございます。今、市内では、ホームヘルパーとして何人の方々が仕事をしているのか、そしてまた、これまで資格を取得した人たちは何人に上っているのか、まずここから答弁をいただきたいと思います。

副委員長（丹 正臣君） 仁村介護保険課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

市内には訪問介護事業所が5カ所開設されております。その5カ所で働いている方は31名の方がホームヘルパーさんとして働いております。また、市内における2級ヘルパーの資格取得者につきましては、200人ぐらいと推計いたしております。

その他の施設につきましては、ホームヘルパーの資格が配置基準となっていないことから、就労者数等については把握いたしておりません。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ここ何年かで市内にも随分といろいろな施設ができてきたと思うんだけど、大体その施設、ホームヘルパーも働いているところ、あるいはホームヘルパーの資格がなくても働いている、そういう福祉の現場で働いている人たち、施設名と大体働いている人たちというのはどの程度いらっしゃるのか、この点を明らかにしていただきたいと思うんです。

副委員長（丹 正臣君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 市内の介護保険施設でいきますと、まず、特養として市内にコスモス苑、それから、朝日の美土里ハイツ、それから、老人保健施設といたしまして、ボヌール土別、それと、特定施設といたしまして、去年から展開しております桜丘とかしの木という特定施設があります。去年開設いたしました小規模多機能の居宅介護事業所といたしましては、三愛会が運営しております施設と、先ほどのかしの木さんが新しく開設しております一期一会、それと、同じ地域密着型としてはグループホームがありまして、サンフラワーさんと和（なごむ）という施設があります。

以上でございます。

（「どのくらい働いているのか」の声あり）

介護保険課長（仁村光春君） ヘルパーさんが施設ごとに何人働いているかというのは把握いたしておりません。

（「全体でどのくらい働いているかということ」の声あり）

介護保険課長（仁村光春君） 働いている介護職の人数なんですが、大きな施設等については把

握していないんですけども、例えばグループホームでいいますと、9人が1ユニットとして、2ユニットで運営されている場合は10人程度、それから、去年新しく開設いたしました小規模多機能等につきましては、6人～7人という人数で運営されております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これまでの土別市でのホームヘルパーの養成、これは大体どのぐらいやられたんでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 市内でのホームヘルパーの養成実績ですけども、2級ヘルパーの養成講習で申し上げますと、介護保険制度導入時期の緊急雇用対策として開催いたしました平成12年に49人、平成13年に47人、平成15年から市内事業所により毎年開催されております養成講習で約50人、合わせて約146人を養成いたしております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ホームヘルパーでありますとか、福祉の現場で働く人たちの賃金というのは、非常に安いといわれているわけですね。それは、介護報酬なんかの低さですよ。それなんかもあって安く使われて、私ども先ほど申し上げましたけれども、やはりこういうのは国費を出して国の責任で安定して生活していける賃金を払うべきだと思っているんだけれども、例えば、市内の中でも社会福祉協議会なんかは高いほうに入るのではないかと思うんだけれども、社会福祉協議会でのパートヘルパーなんかの賃金というのは大体どのぐらいになっているんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

社会福祉協議会で訪問介護に従事するホームヘルパーにつきましては、この訪問介護事業自体が2級ヘルパー以上を持っている方が従事する人の資格になりますので、ヘルパーとしてパートで採用する場合につきましては、経験年数により時給900円～960円で勤務していただいているとお聞きしております。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これはもう大体最高、土別市でもやはり非常にいいほうだと思うんです。ただ、それはやはり施設を持っている人たちというのは、建設したら施設の維持管理でありますとか、借金をして建てたのであればその返済なんかもあるだろうと思うんです。しかし、福祉協議会なんかは建物もかかるわけでもございませんし、そういうところからいっても、一定のパートの賃金も支払うことができるのかと思うんだけれども、先ほども申し上げたけれども、基本的な指針の中では、国家公務員の福祉職給与表も参考として給与体系を検討すべきだ

というふうにあるんだけど、一体実態はどうなっているのかということと、これらの調査もして、そして、一定の水準まで引き上げる努力というものは、市としてはできないものなのかどうか。この点はいかがなんでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

介護保険施設につきましては、設置のための人員基準の人員を確保して、その方々を配置し、入居者の介護度によりますその月ごとの介護報酬を受けて経営されております。施設経営全体をその入所者等の報酬で賄っておりますことから、キャリアや資格による給与体系で働いている施設が市内では多いと聞いております。また、国において介護職員の待遇改善を目的といたしまして、介護報酬の改正等が今、検討されておりますが、その内容によりましては、平成21年度からの第4期計画の保険料にも影響を及ぼすことから、その動向を見守っているところであります。

以上です。

副委員長（丹 正臣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） その介護報酬から、1級の人であれば幾らとか、2級は幾らとか、こういうふうにして介護報酬が施設に支払われますよね。その介護報酬のみでやっているということと、例えば建物の償還なんかにも無造作に何ぼ充ててもいいというふうにはなっていないと思うんですよね。だから、介護報酬の積算にもそういう賃金なんかも、根本的なところではやはり積算されていると思うんだけど、この点はいかがなのかということと、それから、指針の中でもいわれているように、土別市の役割というのは、そうしたら何なんだろうというふう思うんだけど、この点はどういうふうに考えているんでしょうか。

副委員長（丹 正臣君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 介護報酬につきまして、特養の4人部屋等の多床室ということ为例にお話しさせていただきますと、施設が受け取る1月の介護報酬につきましては、入所者の介護1の方で19万1,000円、介護2の方で21万3,000円、介護3の方につきましては23万4,000円、介護4で25万5,000円、それから、介護5で27万6,000円となっております。その他1日の食材費として1,380円、月にいたしまして4万1,400円、光熱費などの居住費が320円、月にいたしますと9,600円という自己負担をいただいておりますので、その収入が施設の運営を行うことになる収入ということになります。

市におきましても、いろいろな形で指導監査とか、それから、市町村の指定の権限という意味では、地域密着型の施設につきましては、市町村が指定をするというふうなことでなっておりますけれども、あと、広域で使われる先ほどの特養等の施設につきましては、道が指定をしたり、指導監査するということになっておりますので、その中の項目の中には、働いている方の人数と勤務時間、それと、給与の体系等の指導項目もありますので、それらを実施する中で市としてもかかわっていきたいというふう考えております。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 例えば市役所に働く臨時職員だとか、あるいは週30時間だとか決めていますよね。この人たちの時給というのは一体大体どのぐらいになっているのでしょうか。何通りかあると思うんだけど、いかがでしょう。

副委員長（丹 正臣君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） ただいまの委員からの御質問でございますが、それぞれ業務の内容によりまして、臨時職員、更には非常勤職員、パート職員ということで金額の設定をいたしております。

ただいま手元に資料がございませんので、総体として今言えますことは、時間給ということになりますと、750円前後になるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

副委員長（丹 正臣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 一生懸命福祉の現場に意欲を持って働くなんていう人たちも、全国的に見ても、今もうなり手がないということがいわれているわけですよ。やはり介護をするなんていうことになると、重労働だということもあって、社会福祉協議会なんか聞いても、やはり人手があり余っているというほどではないと。比較的いいんだけど、やはり離職をしていって、また戻ってくるかという、なかなか戻ってこないんだというようなこといわれていますんで、やはり安定した生活がしていけるように、若い人たちが生き生きと働けるようなそういう職場づくりのためにも、労働の面、あるいは職場環境の面なども市としても注意を払いながら、あるいはまた賃金の調査でありますとか、アンケート調査でありますとかそういうこともやって、はっきりこういう指針も国が出しているわけですから、やはり介護報酬の引き上げを責任を持って国がやって、そして、そういう人方の賃金水準、社会生活をしっかりと営んでいける賃金のために努力を払っていただきたいと思っておりますけれども、この点最後に答弁を求めて、総括質問を終わりたいと思っております。

副委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今いろいろ、介護の現場で働く職員の方々の待遇が大変厳しいということについては、先般、国会の中継の中でもそういう質疑が出ていまして、厚生労働大臣もその件については十分認識をしていると。それで、今回介護報酬の見直しを進めたいということをして述べていたわけでありまして、一方では、必ずしもそういう形で介護報酬が見直されたからといって、賃金の引き上げにつながっていくのかどうかということは、やはりそこが一番大事なことはないかと思うわけでありまして。

特に、今、委員から話がありましたように、そういう待遇面の問題でなかなか人が集まらない、集まってもすぐやめて、改めてまた募集をしなければならぬ。確保が大変な状況があるということは、この市内でも特に募集広告なんかを見ていると、そういう実態があるのではない

かというふうに感じておりますので、こういったことについての改善要望については、これは一自治体ということではなくて、市長会等々を通して国に改めてまた要請もしていかなければならない重要な案件でもありますし、今、お話がありました賃金の実態等々についても、どういう実態にあるのかということは、やはり行政としても一定把握していく必要もあるということも感じておりますし、それに基づいて、今、仁村課長のほうからもありましたように、指導監査する立場でも、施設も土別市に有しておりますので、そういったことを総合的に勘案しながらこれらの対応に当たってまいりたいと、そのように存じております。

委員（斉藤 昇君） 終わります。

副委員長（丹 正臣君） これにて総括質問を終結いたします。

ここで午後3時まで休憩といたします。

（午後 2時43分休憩）

（午後 3時00分再開）

委員長（柿崎由美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査を続行いたします。

これより各会計予算及び関連議案の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。初めに、関連議案を審査し、一般会計については、第1条歳入歳出予算のうち、歳出を款ごとに審査し、歳入については一括して審査いたします。

次に、第2条から第4条までを一括して審査し、その他の会計については、各会計ごと一括して審査する方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、議案第16号 土別市特別会計条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

小池委員。

委員（小池浩美君） 先ほどの総括質問で、40歳～74歳の健康診査の料金は無料ということでしたけれども、それでは、後期高齢者75歳以上の健康診査の料金はどのようになっているか。無料なのでしょうかどうかお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

後期高齢者の方につきましては、1割自己負担というふうになってございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 40歳～74歳までは無料で、今度は75歳以上になると健康診査料金が1割自己負担、これは非常におかしい状況になっていると思うんですけれども、これは多分広域連合で決まったことなんだと思うんですけれども、この1割を無料にするという裁量というのは市町村にあるのでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

後期高齢者の方々の健診料1割自己負担について、市町村で政策でもつということとは可能でございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私はぜひとも土別市でこの75歳以上の方々の健診も無料にさせていただきたいと思うんですけれども、政策でできるということですが、それでは、市長のお考えはどうでしょうかお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） きのう小池議員とのやりとりの中で、国会答弁で大臣みずからがそれはとらない、負担させないということを明言したんで、市長はどう思うかと。私の記憶には.....

（「そうは言わない」の声あり）

市長（田苅子 進君） そういうことだったと思うんです。だから、私としては、大臣がそう言うのであれば、法律改正も当然あるわけでしょうから、そのようになると思いますと、そういう意味で答えているわけです。

その後、今単独でもやれるのではないかということについて、今突然お話を伺いましたけれども、これはなかなか即答するような簡単なものではないなということをつくづくと思っています。

（発言する者あり）

市長（田苅子 進君） それでは、まだ私の答弁が不足しているようですから、譲りますので。

委員長（柿崎由美子君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

委員おっしゃいますとおり、74歳の若い世代が無料なのに75歳過ぎの高齢世代から1,000円を徴収することについては、後期高齢が取り決めたことで、そのように全体の構成市町村に通知が行っていることではございますけれども、その部分の高齢者本人の自己負担については、今ここでやるというふうにはっきりと明言はできませんが、できるだけ負担をなくする方向で早期に検討してまいりたいというふう考えております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

小池委員。

委員（小池浩美君） 議案第16号には反対いたします。

これは、土別市特別会計条例に新たに土別市後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療事業を加えるというものですけれども、後期高齢者医療制度そのものを直ちに中止するべきだと考えますので、反対いたします。

反対理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度が導入されますと、75歳以上の人は今加入している医療保険を脱退させられ、新しい後期高齢者だけの医療保険に組み入れられ、高い保険料を有無を言わず年金から天引きされます。このこと一つ取ってみても、75歳以上の高齢者は差別される仕組みになっています。しかも、保険料は2年ごとに改定され、医療給付費の増加や後期高齢者の人口増に応じて自動的に引き上がる仕組みとなっており、制度スタート時に保険料を低く抑えた地域も、将来は確実に上がることとなります。

また、現行の老人保険制度では、75歳以上の高齢者は被爆者や障害者と同様に保険証の取り上げが禁止されています。医療を奪われたら直ちに命にかかわるからです。しかし、後期高齢者医療制度では、年金から天引きのできない低所得の高齢者が保険料を滞納したら、保険証を取り上げられるのです。更に、75歳以上の人は、どんなに低所得でも、息子や娘などの被扶養者にはなれません。そして、一方では、保険で受けられる医療の中身が差別制限されます。74歳以下の人と75歳以上の人の診療報酬が別立てとなるのです。後期高齢者の診療報酬を包括払いにし、保険医療に上限をつけ、どんな治療行為をしても報酬がふえない仕組みにしています。

また、75歳以上の患者への終末期医療には、特別な診療報酬体系を持ち込み、終末期の患者に在宅死を選択させて退院させた場合は、病院への診療報酬を加算するなどの一層の病院追い出しを進めようとしています。

今、4月から実施しようとしている後期高齢者医療制度は、医療費がかかるからといって、高齢者を邪魔者扱いし、暮らしも健康も破壊していく最悪の制度です。後期高齢者医療制度の4月実施は中止するべきなのです。そして、だれもが安心してかけられる国民の健康と命がしっかり守られる医療制度の確立こそが私たち国民の求めるところです。国会では、日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党が共同で、4月実施予定の後期高齢者医療制度を廃止する法案を提出しているところです。

予算審査特別委員会において、この制度について論議を深めてきましたが、さまざまな欠陥や問題点が明らかになり、やはりこの制度の4月実施は余りにも無理があります。土別市民に大きな負担と痛みをもたらすこの制度の導入を認めることはできません。したがって、この制度導入を進めるための条例や予算もまた認めるわけにはいきません。

以上の理由から反対いたします。

委員長（柿崎由美子君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

委員長（柿崎由美子君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号 土別市後期高齢者医療に関する条例の制定について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

小池委員。

委員（小池浩美君） 議案第17号に反対いたします。

反対理由は、議案第16号で申し上げたとおりであり、土別市民に大きな負担と苦しみ、そして、差別をもたらすこの制度の導入は認められませんので、反対いたします。

委員長（柿崎由美子君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

委員長（柿崎由美子君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



次に、議案第20号 土別市立診療所条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号 土別市生涯学習情報センター条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号 土別市林業センター条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号 土別市スポーツ合宿センター条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号 土別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号 土別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号 平成20年度土別市一般会計予算の審査に入ります。

第1条歳入歳出予算について審査願います。

初めに、歳出から審査をいたします。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 民生費の保育費について二、三質問させていただきます。

市内には4つの保育園があるわけですが、その保育園のスタッフの数とそれぞれの職種の内訳並びに園児の数、そしてまた、それぞれ委託費を組んでおられるわけですが、その委託費の業務内容と予算の内訳についてお願いしたい。

委員長（柿崎由美子君） 山口児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） お答えします。

市の4つの保育所のスタッフの内訳ですけれども、4つの保育園、まとめてお話しさせていただきますけれども、保育士の正職員が17名、保育士の臨時職員が20名、調理師で臨時職員が5名、栄養士で臨時職員1名、業務助手の正職員、兼務ですけれども1名ということです。

この中に育児休業、それから、産後休暇の保育士の正職員が3名おりますので、この方については、臨時職員で代替をしております。それから、短時間勤務であります20時間、30時間内

の非常勤職員については、休暇代替等の形で勤務させていただいておりますけれども、これらについては除いております。

それから、保育所の入所児童数ですけれども、まず、平成20年3月1日現在の人数ですけれども、あけぼの保育園が64人、北星保育園が70人、あすなろ保育園が50人、朝日保育園が35人、4つの保育園すべて定数が60人ですので、入所率は91.2%になります。それから、4月1日現在の予定ですけれども、4つの保育園をまとめますと、定数240人に対して現在199人、この後、公務員関係の人事異動等がありますので、これからふえる可能性もありますけれども、4月1日現在で予定している数については82.9%となっております。

それから、業務委託費の中身についてですけれども、朝日保育園については、業務技師がいらっしゃいますので、旧土別市の3カ所の保育園の清掃関係についてですけれども、いわゆる園内の清掃、ガラス、ワックスがけ等も入りまして、これらについては年間240万円程度の予算となっております。

それから、除雪業務の関係についてですけれども、12月～翌年3月までの4カ月間ですけれども、玄関前の除雪、朝7時半が当初の開始時間ですので、これに間に合うような形で除雪を依頼しております。これについては、3保育園で76万円程度です。

それから、北星保育園につきましては、施設も新しいこともありまして、警備について機械警備でやっていただいております。これは夜間の部分ですけれども、年間32万円程度となっております。

それから、朝日保育園につきましては、窓ガラスの清掃、床ワックス、ボイラーの分解、こういった整備業務ということで、1年間約22万円程度の予算となっております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 1点だけ追加でお聞きしたいんですが、それぞれの定員数があるわけですが、定員をオーバーしている保育園の関係で、法的に保育士の数が充足しているのか、あるいはまた、オーバーしている保育園については何ら問題ないのかどうか、その点だけお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 入所児童と保育士の数の関係ですけれども、4月1日当初の時点では、定数の15%まで認められております。現在、今の予定では、北星保育園が少し定数を上回った状態でありまして、人数的には問題ございません。

それから、保育士の配置の関係ですけれども、ゼロ歳児については3人につき1人、それから、1歳児、2歳児については児童6人につき保育士1人、それから、3歳児につきましては児童20人につき1人、それから、4、5歳児につきましては児童30人につき保育士1人ということで、面積的な要件ももちろんございますけれども、保育士の配置については問題ないということとなっております。

委員長（柿崎由美子君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ひとり親家庭交通費支援事業、これについてお伺いをいたします。

これは、本年度に小児科医師がサテライトということで日勤者になるということで、小児科が名寄に集約をされる。そういったことで、例えば夜間だとか、あるいは土日、こういったときに、ひとり親の方々に子供さんが通院される場合のハイヤー代を支給をすると、こういうことで本年度の新規事業で計上されたものでありますけれども、平成19年度については、245万円が当初予算に組まれましたが、新年度は120万円という計上になってございますけれども、多分利用者の関係等々もあってこのように減額されているのではないかと考えておりますが、利用者がどの程度なのか、それと減額されたその内容、簡単に結構でありますからお知らせください。

委員長（柿崎由美子君） 池田児童家庭課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

2月までの実績でございますけれども、トータルの利用回数は44回、往復片道ずつ計算しますと84枚出ております。金額にいたしますと、46万5,800円というふうになっております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 使用されている方は84枚ということで、50万円金額にして見ていないと、こういうことであります。

このひとり親家庭という総数をどのように押さえているのかということと、この方々に対してきちっと周知がされているのかという点、それと、こういった皆さん方が、ハイヤーは使わないけれども、みずから車にお子さんを乗せて、名寄の救急センターのほうに、例えば祝祭日、夜間を含めて行っていらっしゃる方も私は相当数いらっしゃるのではないかと考えておりますが、その点は把握されているのでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） まず、対象者の総数をお答えをいたします。今、登録をいただいている方が世帯数で申し上げますと223世帯、対象児童で申し上げますと346人というふうになっています。これは3月1日現在の数字でございます。

それから、市民周知については、広報、あるいは母子家庭あるいは児童扶養手当の受給者も対象になりますので、そういう関係通知の中で随時周知をしております。母子家庭の数とか、児童扶養手当の数というのはちょっと年齢構成で範囲が違いますけれども、かなりの対象者については登録をいただいているというふうに理解をしております。

それから、車で通院している方が多いのではないのかというようなお話がございました。私も今回の平成20年の予算査定に当たりまして、12月くらいですが、かなり実績が低いということもございまして、実は名寄市立総合病院にお聞きをした経過がございます。ただ、その時点では、電算システムの関係もありましてデータの抽出が難しいということでございました。

ので、引き続き何とかデータ提供をということをお願いをしていた経過がございます。

今年3月にデータを一部提供をいただきましたけれども、昨年10月及び11月の土別市から通っております数、1カ月の総数、これは昼間も全部入りますが、それで申し上げますと、10月が116人、それから、11月が95人ということでございます。その該当月の利用者につきましては、10月が4人、11月が3人でありますから、全体の3%程度というデータでございます。

御指摘の車で通っている方がいるのではないかということについては、いただいたデータはあくまで全日を通してのデータでありますから、夜間がどうかということまではなかなかデータ的にはいただいておりませんので、これは推論をするしかないんですけども、かなりの方が車で通院しているというふうに考えております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） この事業の対象者については、ひとり親ということでほとんど周知がされていると、こういうことでありますね。それと、対象児童というのは一応15歳までですよ。ですから、例えばもう15歳ということになれば、ある程度大きくなれば、これはハイヤーなど使わなくても、例えば親と一緒に車に乗って言いわけもききますし、我慢もききますから、そういったこともあるのかなという気はするんですけども、今のお話ですと、名寄に実際行かれている方は10月で116人、11月が95人というふうに今言われましたね。数多くの方がやはり土別市から行かれているわけです。名寄のセンター病院のほうに行って、いろいろな治療を受けられているということだと思います。

そもそも事業の始まったときは、同僚議員等々も質問をされて、子育てというのはそれぞれの家庭的事情もあるから、必ずしもひとり親ということではなくて、これは一定程度年齢を決めて、ある程度幅広く支援策を講じてはいかがなものなのかという質問なんかもされているし、私もした覚えがございます。

それで、例えばひとり親という点については、そういった状況も踏まえながら1年間経緯を見て今後対応していきたいと、こういう答弁を僕はいただいているわけなんだけれども、例えば新年度もひとり親ということでまずは限ったとしても、それ以外の皆さん方が名寄へ行かれている。多分これは自動車で行かれている方、あるいは自分の車で行かれている方、たくさんいると思うんだけど、そういう方についていえば、行って治療を受ければそこで証明が出るわけありますから、そういったものも含めて、例えば車の燃料代の一部を補てんして、支援策を講じてあげるだとか、そういう幅広い分野にわたって私はぜひ検討していただきたい。そう思うんだけど、その点はいかがでしょう。

委員長（柿崎由美子君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） この制度を立ち上げる段階でも、議会のいろいろな御意見があったということは承知をしておるわけでありまして。初めは、平成20年度の予算編成に当たりまして、そういう部分では当然検討をいたしました。ただ、その時点では、例えば先ほどの月の

通院数についても、実はその段階では全くわからないという状況もございました。そういうこともありましたし、それから、まだ9カ月しかたっていないと。そういう面でいうと、医療費というのについては、特に子供の場合は、冬期間にかなり動きます。例えばインフルエンザとかそういうものが入りますと、かなり医療費が上がりますから、したがって、通院も多くなるだろう。その辺が必ずしも予測がつかなかったということもございます。

それで、今、種々検討をしたわけですが、その段階では現行制度でいかに得ないのではないかという判断をしたんですが、今お話がありました例えば自家用車で通っている方がたくさんおられると。そういう方々に対しても助成をすべきではないかということについても、そういう考え方もあるだろうということで検討しましたが、要するに、確かに影響を受けるのは当然母子家庭だけではございません。たくさんの方が影響を受けているということについては、そのとおりだというふうに考えております。ただ、この制度の当初の考え方といたしまして、いろいろ議論はありましたけれども、市の考え方としては、当初交通手段のない方々への限定的な措置ということで組み立ててきた経緯がございます。今申し上げましたように、だから自家用車等については出すつもりはないと、そういうことではないわけですが、これはもしそういう助成措置を講じるということになりますと、基本的な考え方、助成に対する考え方が大幅に変わるんだろうというふうに考えております。

そうしますと、当然制度の仕組み等も考え直さなければいけないのではないかというふうに思っております。例えば自家用車使用ということになりますと、当然今の話にもありましたけれども、全対象者、市民を対象とするということになりますから、おおよそ今数えますと、2,800名程度になります。そういう方々を対象にするということになりますが、この制度を立ち上げてからかなり病院については状況が動いていまして、今現在では小児科以外でもいろいろな診療科目で名寄でありますとか、旭川に通っておられる高齢者の方々もたくさんおられるという現実からいたしますと、自家用車の使用ということへの助成となりますと、どちらかといいますと、病院の医療を守るという立場で交通手段を全般的に確保するという視点になるのではないかなと。そういたしますと、そこでは一つ考え方をもう一回再構築する必要があるのではないかなと思っております。

それから、もう一つは、これは業務システム上の問題なんですが、現在、夜間、あるいは祝祭日の市立病院が診療できない時間帯に限り助成をしている関係で、通院を証明することで、名寄市立病院に依頼をいたしまして、利用券の発行をいただいております。これは今、母子家庭ということで数が少ないということで御理解をいただいて、協力をいただいておりますけれども、2,800名を対象ということになりますと、この方法はちょっとかなり難しいかなというようなことを考えております。

そういうようなことから、平成20年度の予算編成に当たっては、とりあえず現行のままでということで判断をいたしましたということでございます。

委員長（柿崎由美子君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 私は今申し上げましたのは、2,800人をすべて対象というのではなくて、例えばひとり親の皆さん方については、この児童年齢が15歳ということでありますから、そこまでは対象にすべきだと私は思います。しかし、例えば乳幼児関係、1歳、2歳、3歳くらいまでは、いつ何時熱が出てとか、やはり急を要する場合があります。そういう場合に必ずしもひとり親家庭だけに限らず、一般の家庭においてもたまたまそのときお母さんが1人だったり、いろいろな状況というのはあると思うんです。

私はそのときにこのハイヤーチケットを出せとかそういう意味ではなくて、例えばどうしても体の弱いお子さんをお持ちの方については、そういったときに名寄まで通わなければならないという場合も結構あるでしょう。そういうときに、例えば1回について幾らとか、そういう燃料代なんかでも子育て支援ということで少し支援をしてあげる。そういうことも考えてもいいのではないかとこのことを申し上げているんです。

委員長（柿崎由美子君） 宮沢保健福祉部長。

保健福祉部長（宮沢勝己君） ひとり親家庭に対する交通費の支援につきましては、今大まかな部分につきましては、児童家庭課長から説明したとおりでございます。

それで、今、委員さんのほうから、乳幼児の1歳、2歳、3歳児、そういう方については、母子家庭以外でも当然いるわけですし、当然土曜、日曜、祝祭日、また、夜間についてもそういう状態に陥るときもあります。そういう人に対して助成をしてはどうかということでありませぬ。

この制度につきましては、当然15歳以下という部分につきましては、母子家庭でなくて両親そろっている家庭でも当然そういうことが該当になるわけですが、たまたま平成19年度の4月の事業の立ち上げるときには、交通手段のない患者を対象にということと、それから、財政的な支援も含めて限定的になりますけれども、母子世帯、父子世帯、それから生活保護世帯、重度の障害児をもつ世帯を対象としてということでございます。

足の確保という部分につきましては、土別市民につきましては、名寄市立病院の通院に小児科の方も当然ですが、それ以外に高齢者の方もおられると思いますし、それから、精神科でいえばそういう方も、自家用車で通院されている方がかなりいるのではないかなというふうに思っております。

それで、現在、市立病院においては医師の確保が非常に厳しいという状況にもあります。そしてまた、新年度においては、市の診療体制についても一定程度方向性が出てくるものと思っておりますけれども、この診療体制の状況によっては、交通手段といえますか、足の確保についても当然に検討しなければならない課題ということも想定されますので、当該事業もあわせて総体的に検討していくものということと考えておまして、当面は、交通費に対する助成については難しいのかなというふうに考えております。

それで、ただいま御意見のありましたことについても、4月から急にすぐ対応できるかどうか分かりませんが、今、確とした答えはできないわけですが、検討させていただ

きたいなというふうに思っております。

委員長（柿崎由美子君） そのほか民生費について御質疑ございませんか。

齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 交通安全の標識の問題でお尋ねしたいと思うんだけど、全市的に交差点での一たん停止の標識でありますとか、交通安全のための道路標識、これをここに立てていただきたいと土別市で公安委員会に要請している信号機でありますとか、一たん停止の標識でありますとか、これらは大体何カ所ぐらいあるんでしょう。

委員長（柿崎由美子君） 氏家環境生活課主幹。

環境生活課主幹（氏家洋一君） お答えいたします。

平成19年度では全部で信号機、それから、一時停止標識、それから、横断歩道を含めまして16カ所程度あったと思います。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 16カ所の要望の中で、実現したのは何カ所ぐらいなんですか。

それと、道路標識で、これは土別市が立てている標識がございますよね。一たん停止のマークに「交差点です、一時停止しましょう 土別市」と、こういうふうに立ててあるのは大体何カ所なんでしょう。そのほか、例えば「交差点です、徐行してください」、土別市交通安全協会、あるいは土別警察署、この連名で立っている標識もありますけれども、こういうのは大体何カ所あるんでしょう。

委員長（柿崎由美子君） 氏家主幹。

環境生活課主幹（氏家洋一君） お答えします。

平成19年度の部分ではまだ要望している段階ということで、まだ実現という部分ではございません。それから、今お話のあったように、市で設置している「交差点です、一時とまりましょう」という部分、この部分については、市全体では18カ所設置されております。過去3年間では、平成17年度が2カ所、平成18年度が4カ所、そして平成19年度は4カ所ということで設置をしております。

あと、そのほか今お話のあった交通安全協会だとか、その部分について、ちょっと今手元で把握しておりませんので、申しわけありませんがお答えできません。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは、交差点で一たん停止、一時停止しましょうという標識が立っている。これは規制標識ではないですよ。もしここでとまらないで行って事故が起きたという場合に、これは何の効力もないということになると思うんだけど、そうなりますと、こういう規制標識にもならない注意標識を一自治体が立てるということは、何ら問題はないものなのかなという気がするんだけど、この点はいかがなんですか。



委員長（柿崎由美子君） 氏家主幹。

環境生活課主幹（氏家洋一君） お答えいたします。

今お話のあったとおり、一時停止のマークが入ったという部分で、そこでとまらなかつたら、何か事故があったときに問題があるんじゃないかという部分なんですけど、この部分については、規制標識につきましては、形だとか、大きさだとか決まっているんですけども、お話のように、市で設置しております一時とまりましょうという看板については、警察署等の指導もいただいて、つけてよろしいですよという形でいただいております。そういう看板の中に規制標識マークをつけても問題はないんじゃないかということで設置をしております。

それで、あくまでこの設置に当たっては、どちらが優先ということではなくて、交差点があって危ないですから注意してとまっていたきたいということで、お願い看板ということで設置しておりますので、御了解を賜りたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 了解するとかしないとかという問題ではなくて、例えば交差点で片方は一たん停止しましょうではなくて通ると、片方は一たん停止しましょうと。そうすると、もし事故が起こった場合に、一たん停止しましょうという標識があるのにとまらなかつたではないかと。これはやはりそのとまらなかつたほうに若干の非は多いのではないかというようなことになって、例えば裁判なんかになったらどんなになるんだろうと。ほかの町に行っても余りこういう標識というのは見たことがないんだけど、18カ所にわたって立てられているということですよ。だから、警察でもそのことというのは、これはもう大丈夫ですというのは公の見解と受け取ってよろしいんですか。

委員長（柿崎由美子君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 市のほうで道路管理者として設置をさせていただいている標識の関係でございますけれども、事故の関係の責任につきましては、その当事者同士が何らかの形で道路交通法に違反をしたために起こるものというふうに考えてございますので、その責任の分担、区分につきましては、それぞれ法に基づいて、当事者の方々が入っていらっしゃる保険会社等で認定がされるものというふうに考えているところでございます。

また、後段ございました公式に認められるかと、正面切ってお問い合わせをいただきますと、こちらのほうとしてもちょっと苦しい点があるのが事実でございますが、あくまでも注意をさせていただきたいということのお願いの看板ということで設置をさせていただいているところでございます。そのようなことで御理解を賜りたいと存じます。

委員長（柿崎由美子君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは最近結構立てて、ただ、結構目立つからやはり一たん停止しましょうというから、僕も土別市民だし、やはりとまるし、それはありがたいです。だから、ひやっと思うときにやはりとまって、ところがそれが、いざ問題になったときにどうなるんだろうということ。変な誤解をされたり、市が道路管理者として市が立てた標識、これというのは、

例えば権威があるものではないのかというものと、だから、片方ではとまらなかったんではないかという問題なんか起きたときに、本当に問題は起きやしないのかということはもう一度答弁してほしい。

それから、それがいいと言え、私は各自治会なんか、自治会長さんなんかも自治連で相談して、そして、自治会にそういう標識を立てるところ、どうでしょうかというふうにして、市がやはり公安委員会もなかなか予算がないということで、要望している箇所の信号だとか、一たん停止なんかもおくれるわけです。市にもお金があるとは言わないよ。厳しいけれども、市がやはり交通安全のために自治連なんかを通じて箇所づけも行って、計画的にそういうものを立てたらどうでしょうかと思うんだけど、この点はいかがでしょう。

委員長（柿崎由美子君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） まず、責任の関係でございますけれども、先ほど御答弁をさせていただきましたように、それぞれの法的な規制に基づいて判断がされるというふうに考えているところでございまして、あえて交通ルールの規制標識以外の警戒標識の部類に入るような形になるかと思えます。市のほうで注意を呼びかけて設置をさせていただいているということになりますので、これは実際の事例がどのようになるかということで、そのような形での事件があつてどういう結果になったということは、ちょっと手元に掌握している資料はございませんけれども、相手方の申し立て、あるいは当事者の申し立てによっては、あえてそのような注意を促している場所においてとまらないということについて申し立てをされれば、その結果について、多少なりとも影響が出てくるということは考えられるところであろうかと思えます。

それと、道路の形態に応じましては、左方車の優先のところでありまして、幅員の広いところ、狭いところにつきまして、あるいは見通しの悪いところにつきましては、それぞれ交差点でございますので、とまれるスピードで運転をしていただくということで、交通ルールを守っていただくということでの責任を、運転者が果たしていただくことをお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

また、市のほうの予算の関係なんでございますけれども、いろいろな関係団体との連携等の啓発につきましては、民生費のほうで計上させていただいているところでございますが、この道路関係の標識等につきましては、これは土木費の道路橋梁の維持費のほうでお願いをいたしまして、警察、あるいは市民部、建設水道部の道路診断、あるいは調整会議等の中で相談をさせていただきながら、その状況等に応じて、少ない予算の中でございますけれども、継続的にということではございませんけれども、その場所場所について少しなりとも可能であれば設置をしてきたという経過がございます。

今後、斉藤委員さんのお話もございましたので、再度警察のほうとも協議をさせていただきながら、改めて再検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

委員長（柿崎由美子君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君） このケースで、ある自治会から関係者がみえて、ぜひそういった標識を

立てさせてほしいと。立てさせてほしいというよりも、市に立ててほしいと、こういう要請が実はありました。標識についてはやはり公安委員会の許可を受けながら、責任の所在もきちっとして大きな事故につながることもありますから、そのときにどうするかということはきちっと明確にしておかなければならないという話からまず始まったわけです。

それで、善意としては、その地域から事故を出したくないという地域の皆さんの気持ちは十分これはわかりますと。その場合につくった看板を仮に雪のところに挿しておいたと。だんだん雪が解けてくるようになったら、管理してだんだんとまた挿していくとか、あるときに風でそれが倒れておったのが、除雪車が通ってそれを吹き飛ばしてだれかに当たったとか、いろいろな問題になってくると、これは簡単にことではないというので、気持ちは十分わかるんですけれども、それらについては、今ここでそれは非常にいいことです、好意でやりましょうというふうなことにはならなかったので、地域の人もよくわかって、今、次長から答弁してありましたように、運転手の責任として、あるいはマナーとして、そういう視界のきかないところについては、十分運転上、むしろ慎重に運転して通過してもらおうということも、運転者の義務としてもあるということも一方では理解していただいて、これらの答えについては、今すぐ出せるようなことにならないことを理解してもらいたい、そう言うってお引取りいただいた経過があります。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） いずれにしても、よく検討されて、後で、今、市長がおっしゃったように、除雪だとかいろいろなことで、それが二次被害になったりなんていうことにならないように気をつけること、そしてやはりそれがいいというのであれば、ぜひ立ててほしいという交差点にも立てる努力をしていただくように要望しておきたいと思います。

それからもう一つ、後期高齢者の医療の問題なんだけれども、年金で18万円以下、あるいは介護保険と後期高齢者医療保険の2分の1以下のところからは年金から天引きしないんだというふうに言われておったけれども、この人たちというのは、全部生活保護基準以下だというふうに私は思うんだけれども、それはどのような判断をされているでしょう。

委員長（柿崎由美子君） 岩見市民課主幹。

市民課主幹（岩見真三子君） お答えいたします。

きのう答弁した中で、年金から引き去りできない方についての年金情報のない方というらえ方をしておりますので、今現在、年金から引き去りできる年金の順番がございますので、その順番のところを受け取り年金額が引き去りできるだけの額がない方というふうになっておりますので、今後年金の順番が下のほうにある、例えば障害年金ですとか、遺族年金ですとか、そういう年金のところ年金受給額がある方については、今後、納付書なり特別徴収なりで引き去りできるようになっておりますので、ただ、今のところはそういう情報がないということでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そして、結局この人たちというのは、滞納すると保険者証取り上げから始まって、ペナルティがつくわけですよ。だから、私はこういう低所得者の方々にはやはりしっかりした生活相談にも乗って、そして、当然生活保護基準以下だということの人たちは、生活保護をきちっと受けさせる、そういう努力をやはりして、ない人から取り上げて、そして、それだけのお金があるんだったら保険料を払っていますよ。そういうことをやはり慎重にやるべきだ。そういう肩身の狭い思いをしているわけだから、親切な対応をすべきだと。それで、生活保護にもしっかりと入れるなら入れるというそういう相談にも乗るようにしていくべきだと思っただけけれども、いかがでしょう。

委員長（柿崎由美子君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今お話のありましたように、委員が言いましたことは、ほかの事例でもやはりそういうことがあり得るということでありまして、本当に生活に困っている人、これは市民税の徴収なんかもそうですし、国保税なんかの場合も、それから住宅使用料なんかも同じように大変な家庭、でも、生活保護を受けないで頑張っているという方もおいでになるというふうに思っております。

ただ、生活保護をどうしてもやはりそういう面では、該当しても受けたくないという方も中にはおいでになるんだと思います。自分はやはりそういう面では頑張っていきたいというような方もおる。ただ、今話がありましたように、いろいろなケースがありますから、そういう制度と納税相談等々を受けるときにはそういう制度もよく説明して、理解をしてもらって、その方にとって一番いい方法を我々も選択して、指導して、一緒になって相談を受けていくという姿勢が、これから特に福祉の問題等々にかかわっては大切ではないかというふうに考えておりますので、当然そういった気持ちでこれからも担当のほうでは業務に当たるように、私のほうからも指導してまいりたいというふうに思います。

委員長（柿崎由美子君） そのほか民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。

神田委員。

委員（神田壽昭君） 農林水産費の第1項12目19節負担金補助及び交付金についてお伺いしたいと思います。

ここで、農山村活性化プロジェクト支援交付金という事業が、今年新しく設けられました。この中では、特に共同利用の豚舎施設とかという補助事業がありまして、今は本当に養豚も個人の養豚農家はなくなりまして、大規模な養豚経営に変わっているわけでありまして、事業費を見て、約5億6,000万円という総事業費であります。相当規模が大きな養豚の豚舎というか、工場ともいえるのではないかと思うんですが、この規模とか、場所がどこに設置されて、そしてまた、この飼育の方法とか、何か特徴的な飼育方法に取り組んでいるのか。更に、できた肉がどういうところに流通されているのかについてお知らせ願えればと思います。

委員長（柿崎由美子君） 佐々木農林振興課主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） お答えいたします。

まず、今回の養豚の施設の概要ですけれども、農業生産法人で今現在士別市内には2戸の農家がありますけれども、そのうちの1戸の農家でもって3戸の農家で構成しております法人が、新たに500頭規模の繁殖の雌豚を肥育一貫経営で出荷しようというものでございます。

500頭の生産頭数につきましては、今年と来年の施設を2年間で施設整備しながら、平成22年には出荷の稼動ののっていくということでございます。平成21年につきましては、約3カ月程度が出荷頭数3,800頭程度、平成22年には1万5,000頭程度が出荷を見込んでございます。

場所につきましては、今現在の多寄町の35線東3号にある農業生産法人ですけれども、そこが新たに温根別南9線の白山地区に新たに土地を求めまして、そこに今の規模のものを一体的に整備するというところでございます。

施設的には非常にオールインオールアウトということで、例えば一つの建物でできたものを全部出荷をしてきれいにし、そしてまた、肥育豚をまた移動するというようなことでございます。建物的には繁殖舎、分娩舎、離乳舎、それと液状のリキッドフィーディングということと、管理棟、出荷台、導入台等々を一体的に整備するというところでございます。

そこには、今現在その農家につきましては、SPF豚という特殊なものをやっておりますけれども、今度は新たな非常に生産性の高い種豚を導入して行うということで、その場所につきましても、鉄板のフェンスやなんかで確実にキツネやウサギの侵入を防止しながら、出入り口には車両の消毒ゲート、あと搬入する資材の薫煙庫、導入豚の検査場所等々を設けながら、確実に一体的に行うということでございます。

ふん尿の処理につきましても、活性汚泥に基づきまして、放流基準に達したものでもって放流し、堆肥につきましても堆肥化をして、みずからもしくは近隣の農家に供給するというふうなことでございます。

出荷頭数につきましては、先ほど1万5,288頭ということで、肉の出荷の場所につきましても、今現在、旭川のスーパーや市内のデパートでも正肉なり、枝肉で販売しておりますけれども、同様に継続しながら、非常においしい肉として道産の枝肉として道内外の卸にそれぞれ販

売予定をしているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） もう1点ですが、将来的に、今生産している工場は中止するということになるのでしょうか。それと、このことによって新しい雇用ができるのかどうかについて、2点についてお伺いしたいと思います。

今の工場、今の施設は将来どうなっていくのかということと、新たな雇用ができるのかどうかということです。

委員長（柿崎由美子君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） 今稼動しております35線東3号の部分につきましては、従前どおりSPF豚ということで出荷をすることとなっております。

それと、雇用につきましては、新たに設置する500頭の規模につきましては、6名程度の雇用を考えているということでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） そのほか農林水産業費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） サンライズホールの関係でお聞きしたいと思います。

サンライズホームは漏水によって若干補修が必要になっているということを伺っているわけですが、サンライズホールの補修工事については、総合計画にも来年度実施されるように盛り込んでいるわけですが、ならばどういう形でこの補修がされるのか。調査費が計上されていないわけですが、考え方をお聞かせください。

委員長（柿崎由美子君） 土岐建設水道部次長。

建設水道部次長（土岐浩二君） お話のサンライズホールにつきましては、平成6年オープン以

来、14年目を迎えるということで、屋根の防水ですとか外壁など、一部傷みが出てきている現状でございます。これまで予算要求の時点で、文化振興課のほうから相談等もございまして、屋根防水の全面改修であるとか、板金屋根の部分改修、あるいは外壁の大規模改修などを積算をして、予算要求に準備した経過がございますけれども、本施設は市民の文化活動の中心となる重要な施設でございますし、御承知のとおり、平面プランなりデザイン、あるいは構造といったしましても、非常に複雑な施設というふうになっているところでございまして、単に部分的な補修を繰り返すような状態では、今後きちとした維持がなされないのではないかとというようなことございまして、しっかりと維持保全計画を立てた上で、年次的に改修等を行うことが非常に重要であるというふうな判断をいたしまして、これまで予算要求については見送ってきたところでございます。

今年度予算要求に対しましても、文化振興課とも十分協議をいたしまして、平成20年度におきまして、その維持保全計画、あるいは改修計画をきちと作成をするための準備といたしまして、できれば専門的知識を有します民間のノウハウを広く公募をするような形で、技術提案というものをできれば公募をする中で、その提案の優秀提案の選定を行った上で維持保全計画、あるいは改修計画を策定してまいりたいと。そういった意味では、広報手段でありますとか、ホームページを通じて、予算を使わないでそういった公募を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 補修というか、漏水の状況が非常に出てきているわけでありまして、一日も早い改修、補修工事が要求されるわけでありまして、来年度の計画に盛り込んでいるということでもありますから、来年実施されると思っておりますけれども、来年度1億5,000万円程度の予算が計画の中ではあるわけでありまして、今、次長おっしゃっていましたが、この調査費には予算を盛り込まないで、そういう技術提案をさせた中で、その優秀作品みたいなものを使ってやりたいんだということではありますが、一切この調査費に係る予算は必要ないということに理解してよろしいですか。

委員長（柿崎由美子君） 土岐次長。

建設水道部次長（土岐浩二君） 具体的な募集要項等は、ただいままだできておらないわけでございますが、今後、そういった意味ではきちと要項等を文化振興課のほうと協議を進めながら、技術提案について公募作品を模索していきたいといったことで、その後の予算化に向けての設計等については、その選定した結果に基づきまして、つくり上げてまいりたいというふうに思っていますので、調査等については委託等は行わないでやりたいと思っております。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 確認しておきたいんですが、来年度実施するという理解してよろ

しいですか。

委員長（柿崎由美子君） 土岐次長。

建設水道部次長（土岐浩二君） それらについては、その維持保全計画なり、改修計画の策定後、来年になりますか、それ以降になりますか、あるいは年次的な形になるというふうなことで、現時点ではまだ確定をいたしておりません。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 保健体育費にあります総合体育館大規模改修工事費、およそ5,000万円、このことにかかわってお聞きしたいんですが、総合体育館が改修されるということは大変喜ばしい、やっと日の目を見たかというような感じはしているんですけども、一方で、道立の総合体育館を建設しようということで、期成会をつくってほぼ10年ぐらいたちますが、やってきておりますが、この道立総合体育館の建設期成会、これはもうなくなったのかどうか、解散されてしまっているのかどうかということ、まずお聞きしたいと思います。

委員長（柿崎由美子君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） スポーツ合宿の里づくり、あるいは市民スポーツの振興といった面でスポーツ施設の充実というのは重要な課題ということで、今回の総合計画の中においても、総合体育館については、年次的に整備を進めていくということで計画をいたしたところであります。

一方、総合スポーツセンターにつきましても、この圏域の合宿のステージづくりですとか、スポーツ振興だとか、こういった面で大きな役割を果たす施設ということで、この考え方については今後も堅持しながら、道とも協議をしていきたいと思っておりますけれども、今、道が大変厳しい財政状況にありまして、なかなかハードものにつきましても、整備が進まないといったような状況もありますので、これらの推移を見守っていきたいということであります。

期成会については、今現在もまだ解散はしているわけではありません。

以上です。

委員長（柿崎由美子君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうですか、ではまだ継続して、期待を持ってつなげていくと、そういうことなんですね。

それで、一つ提案なんですけれども、土別高校の跡、土高の校舎は、いつか副市長はこれはもう耐えられないということで、使えないようなことをおっしゃっていたと思うんですけども、あそこの体育館はまだ現役で大丈夫ではないかなと私は思うんですけども、体育館とかグラウンドなんかは、あれは体育施設として市民に開放して使うと、そういうような考えはないのでしょうか。

委員長（柿崎由美子君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君） その点に関しまして、私のほうからお答えしたいと思います、一応、私のほうとしても、体育館とか、武道館とか、そういう施設について利用できる可能性がない



かどうか、道教委と何回か協議してきた経緯がございます。

道教委といたしましては、財産譲渡の関係で、もし譲るとしたら全体、全部をというような感じで、分割的な譲渡は非常に難しいのではないかとというようなことをお聞きいたしました。また、あの建物は非常に大きな建物でございまして、その校舎等を含めて、用地を含めて全体で市で受けるといったら、校舎自体が耐震設計もされていない、また、あの大きな建物の利用方法というのは非常に難しい面があるのではないかとというようなことで、私どもは分割ではどうなんですかというふうなことで協議した経過がございます。ただ、申しましたとおり、そういう分割は非常に難しいということがございました。

また、もう一つは、分割して利用するにしても、一つは浄化槽の問題がございまして、あそこは800人ぐらいの生徒を対象にした大きな浄化槽が入っております、もし体育館だけを使うとすれば、下水道が入っていませんので、新たに浄化槽を設置しなければならない。また、電気、水道、その他の工事費がかかるというようなことになっていまして、今、現実面として直土別市がそこを引き取って利用するということは、難しい問題ではないかと考えております。

また、今後について、4月からは恐らくあそこはバリケードをして、道のほうで普通財産といたしますか、そういう感じで管理していくということになるかと思いますが、その経過の中で、またそういうようなお話が出てくれば、道とも協議してまいりたいと考えております。

委員長（柿崎由美子君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款予備費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

第1款市税から第21款市債まで一括して御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 朝日町史等の未払い代金ということで、30万円が計上されてあるわけですが、町史のほうの発行の時期、あるいはまた、何部作成してどういう形でこれを売り払っていくのか。そしてまた、この機会ですから、当初の予算で朝日町史の編さんをされているわけですが、予算の範囲内ででき上がったかどうか確認させてください。

委員長（柿崎由美子君） 川越地域振興課長。

地域振興課長（川越一男君） お答え申し上げます。

今回の町史につきましては、実は朝日町史は2回目で、続になりますけれども、昭和54年に一度朝日町史は発行しております、これは昭和24年に上土別村から分村してから30周年になるということで、開町30周年事業の一環として作成した町史がございます。今回は、それ以降の分ということで、昭和55年から土別市との合併までの平成17年8月31日までの記録を掲載したものでございます。

それで、現在の状況でございますけれども、実は、昨年12月の定例議会におきまして、作業のおくれから、予算の繰越明許の議決をいただいております。大変御心配をおかけいたしましたけれども、現在、執筆作業等はすべて終了いたしております、ただいま2回目のゲラの校正作業が終了いたしております。今月中に更に3回目のゲラを校正を行う予定でございます、最終的には来月4回のゲラの校正を行いまして、それで一応、現行に係る作業は終わることになるというふうに考えてございます。その後、印刷、製本というような作業に入るようなことになろうかと思っております。

それで、12月議会でも御説明を申し上げましたとおり、6月中の発行を予定しているという状況でございます。

それから、印刷部数等の関係でございますけれども、一応300部の印刷を考えてございます。内訳といたしましては、公的機関等、あるいは近隣市町村等の贈与分ということで30冊、それから、行政資料としての保存分といたしまして20冊、それに一般販売分ということで250冊を予定しているところでございます。

それで、1冊の価格につきましては、3,000円というふうに考えてございます。平成20年度の予算では、一応100冊分ということで、30万円を計上したところでございます。

売り払いの方法等につきましては、市の広報紙、あるいはインターネット等による周知を考えているところでございます。

それから、当初予算の範囲で完成したかというような御質問だったと思っておりますけれども、総事業費678万1,000円で作業に取りかかりましたけれども、その後、印刷製本費等で業者の見積もり合わせ等も行っておりまして、相当減額の契約というようなことにもなっておりますので、それから、その他予算につきましても、当初計画どおり執行されている状況にございますから、十分予算内での完成対応が可能というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（柿崎由美子君） そのほか歳入全般にわたり御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、第2条から第4条までの債務負担行為、地方債及び一時借入金について審査願います。御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御質疑がないようですので、一般会計、予算全般について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。議案第2号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

小池委員。

委員(小池浩美君) 議案第2号については反対いたします。

歳入における道支出金及び歳出における民生費に後期高齢者医療保険関係費用が計上されておりますが、反対理由は、さきの議案第16号で申し上げたとおりであり、士別市民に大きな負担と苦しみ、そして、差別をもたらす後期高齢者医療保険制度の導入は認められませんので、反対いたします。

委員長(柿崎由美子君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立(起立多数)〕

委員長(柿崎由美子君) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号 平成20年度士別市診療施設特別会計予算について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号 平成20年度士別市国民健康保険事業特別会計予算について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

小池委員。

委員(小池浩美君) 議案第4号について反対いたします。

反対理由は、さきの議案第16号で申し上げたとおりであり、士別市民に大きな負担と苦しみ、そして、差別をもたらすこの制度の導入は認められませんので、反対いたします。

委員長(柿崎由美子君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

委員長（柿崎由美子君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号 平成20年度士別市老人保健特別会計予算について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議  
ございませんか。

小池委員。

委員（小池浩美君） 議案第5号に反対いたします。

反対理由は、さきの議案第16号で申し上げたとおりであり、士別市民に大きな負担と苦しみ、  
そして、差別をもたらすこの制度の導入は認められませんので、反対いたします。

委員長（柿崎由美子君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

委員長（柿崎由美子君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号 平成20年度士別市後期高齢者医療特別会計予算について御質疑ございま  
せんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議  
ございませんか。

小池委員。

委員（小池浩美君） 議案第6号に反対いたします。

反対理由は、さきの議案第16号で申し上げたとおりであり、士別市民に大きな負担と苦しみ、  
そして、差別をもたらすこの制度の導入は認められませんので、反対いたします。

委員長（柿崎由美子君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

委員長（柿崎由美子君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計予算について御質疑ございま  
せんか。

（「なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号 平成20年度士別市介護サービス事業特別会計予算について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号 平成20年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号 平成20年度士別市簡易水道事業特別会計予算について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号 平成20年度士別市公共下水道事業特別会計予算について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号 平成20年度土別市農業集落排水事業特別会計予算について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号 平成20年度土別市工業用水道事業特別会計予算について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号 平成20年度土別市水道事業会計予算について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号 平成20年度土別市病院事業会計予算について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(柿崎由美子君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長（柿崎由美子君） お諮りいたします。以上をもって委員会を終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（柿崎由美子君） 御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

（午後 4時29分閉議）

委員長（柿崎由美子君）（登壇） 3月17日、18日の2日間、全議員が委員となって構成する平成20年度予算審査特別委員会は、すべての審議を終了いたしました。この予算審査特別委員会を閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

2月27日の本会議において付託されました平成20年度一般会計予算を初めとしまして、特別会計予算、企業会計予算、予算に関する条例制定と条例の改正、すべてを審査いたしました。この審査に際しましては、6名の委員が総括質問に立ち、また、款別審査におきましても、委員の方々から市民生活全般にわたる貴重な御意見や御提言が示され、市長初め関係部局の皆さんと真剣な議論が交わされ、原案どおり新年度予算を可決することに至りましたことに深く感謝し、お礼を申し上げます。

しかし、財政が厳しいといわれて久しくなり、今後も市政発展に向けて課題は山積しておりますが、市長初め行政機関の皆様には、本特別委員会の審査経過を十分に踏まえていただきまして、市政執行に御留意くださいますよう強く要望いたします。

報道機関の皆様には、この2日間、市民の皆様に対しまして、的確に情報をお届けくださいましたことに深くお礼を申し上げます。

本委員会の運営に対しましてふなれな私に、皆様の絶大なる御協力をいただきまして、任務を果たさせていただきましたことに心からお礼を申し上げまして、退任のあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）（降壇）